

高等学校等就学支援金事務処理要領（第 14 版）

（都道府県事務担当者用）

まえがき

本要領は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものです。

各都道府県においては、就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを改めて御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿い実施していただくようお願いします。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容されます。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図ってください。

なお、令和 5 年 4 月分以降の支給より家計急変支援に基づく就学支援金の支給がありますので、詳細は第 V 部を参照してください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室

- 第 1 版平成 26 年 4 月
- 第 2 版平成 27 年 4 月
- 第 3 版平成 28 年 4 月
- 第 4 版平成 29 年 4 月
- 第 5 版平成 30 年 5 月
- 第 6 版平成 31 年 4 月
- 第 7 版令和 2 年 4 月
- 第 8 版令和 2 年 7 月
- 第 9 版令和 2 年 10 月
- 第 10 版令和 3 年 4 月
- 第 11 版令和 4 年 4 月
- 第 12 版令和 5 年 4 月
- 第 13 版令和 6 年 4 月
- 第 14 版令和 7 年 4 月

【目次】

第Ⅰ部

第一章 高等学校等就学支援金制度の概要

- 1 制度の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要・・・・・・・・1

第二章 就学支援金に関する事務の流れの概要・・・・・・・・・・8

第三章 就学支援金に関する事務

- 1 就学支援金交付金の申請に関する事務・・・・・・・・・・9
 - (1) 都道府県予算への計上
 - (2) 就学支援金交付金の交付申請
 - (3) 就学支援金交付金の変更交付申請
 - (4) 就学支援金交付金の支払
- 2 制度の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 就学支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (1) 受給資格認定申請
 - (2) 就学支援金の支給決定
 - (3) 収入状況の届出等
 - (4) プライバシーに配慮した提出方法
- 4 就学支援金の代理受領、授業料との相殺・・・・・・・・15
 - (1) 学校種共通の取扱い
 - (2) 都道府県立高等学校等の取扱い
 - (3) 市町村立高等学校等の取扱い
- 5 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定・・・・・・・・17
- 6 実地検査及びそのフォローアップ・・・・・・・・・・17
- 7 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書・・・・・・・・17
 - (1) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅
 - (2) 所得制限による受給資格の消滅
- 8 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開・・・・・・・・18
 - (1) 支給停止
 - (2) 支給再開
 - (3) 受給権者ではない生徒が休学する場合
- 9 転学に伴う就学支援金の取扱い・・・・・・・・・・19
- 10 不服申立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

11 学校種ごとの留意点	19
(1) 株式会社立高等学校	
(2) 広域通信制高等学校	
(3) 市町村立高等学校等	
(4) 公立大学法人立高等専門学校	
(5) 公立大学法人が設置する大学附属の高等学校	
12 高等学校等就学支援金事務費交付金	20
13 都道府県から市町村への権限移譲	20

第Ⅱ部

1 単位当たりの授業料を設定している場合の特例	21
-------------------------	----

第Ⅲ部 Q & A（個別具体の事務処理について）

Q&A（個別具体の事務処理について）	25
--------------------	----

第Ⅳ部 関係法令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）	59
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）	67
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）	73

第Ⅴ部 高等学校等就学支援金事務処理要領 家計急変支援編

【第2版（令和7年4月1日版）】

参考資料1 各種様式

本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

参考資料2 高等学校等就学支援金支給事務における標準補足様式の改訂及び市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について（事務連絡）

※本要領で単に「法」、「令」、「規則」とあるのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則を示す。

※本要領で単に「都道府県」とあるのは、法第4条の「都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては都道府県教育委員会）」を指す（法第14条第1項及び第2項で準用する場合を除く）。

※本要領で「e-Shien」とあるのは、文部科学省が提供する「高等学校等就学支援金事務処理システム」全体を指し、「オンライン申請システム」とあるのは、そのうち生徒等が申請等を行うインターネット公開部分のシステムを指すものとする。

第Ⅰ部

第一章 高等学校等就学支援金制度の概要

1 制度の趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

- (1) 高等学校等は、平成 22 年時点で進学率が約 98%に達する国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。
- (2) 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。
- (3) 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権A規約^(※)にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

※ 国際人権A規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。（我が国においては、昭和 54 年に批准し、同年 9 月 21 日に発効。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約。）

また、この施策が高校教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

- (1) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。
- (2) 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

(1) 法律の趣旨（法第 1 条）

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとする。

(2) 対象となる学校（法第 2 条、規則第 1 条）

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であつて国家資格者養成施設等（*）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして省令で定めるもの（文部科学大臣が告示において指定）。

*対象となる国家資格者養成施設等

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・准看護師養成所
- ・調理師養成施設

・製菓衛生師養成施設

※ 専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設等の指定を受けているものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降に当該学校の第 1 学年に入学する者から、学年進行で対象となっている。

(3) 受給資格（法第 3 条）

高等学校等（上記（2）の対象となる学校）に在学する生徒または学生（以下「生徒」という。）が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

①日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

②高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者

③高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月の 4 分の 3 に相当する月数として計算。以下同じ。）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

④所得制限基準に該当する者

「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者（第 3 条第 2 項第 3 号）」として、

・令和 2 年 6 月支給分までは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 507,000 円以上、

・令和 2 年 7 月支給分以降は、令第 1 条第 2 項に定める保護者等の算定基準額（※1）（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。以下同じ。）が 304,200 円以上である者

※1 算定基準額 = 地方税の課税所得 × 6% - 調整控除の額

*調整控除は、平成 19 年に国から地方への税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税・県民税と所得税との人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

*6%は、市町村民税の標準税率（政令市の場合は、標準税率との関係で調整控除の額について 3/4 を乗じる必要がある。）

※2 算定基準額の計算に当たり、地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者（生活扶助を受けている者（同項第 1 号）、障害者・未成年者・寡婦又はひとり親（同項第 2 号。これらの者について前年の所得が 135 万円を超える場合を除く。））又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により市町村民税の所得割を課することのできない者については、算定基準額を 0 円とすることとされているが、当該確認、情報連携により必要な情報を取得し確認することを基本とする（生活扶助を受けているか否かの情報、総所得金額等及び 16 歳未満扶養者数等の情報については、令和 4 年 7 月支給分から取得可能）。

また、令和 5 年 6 月支給分までは、市町村民税所得割額が 0 円の場合に算定基準額を 0 円とみなして判定を行う運用としていたが、令和 5 年 7 月支給分以降みなし判定の運用を廃止したため、上記の確認を行うこと（具体的な確認方法については Q8-10 を参照すること。）。

※3 情報照会の結果、課税標準額や所得割額が 1 円以上の数値であるにもかかわらず、調整控除額が null となる場合がある。これは、調整控除額の控除対象となる所得が、給与所得額等の総合課税の対象となる所得（総合課税の対象となる一部の退職所得額を除く。）であることから、これら以外の所得のみによって所得割額や課税標準額が計算される場合には、調整控除額がシステム上に登録されない可能性があるために発生する現象である。こうした場合には、調整控除額を 0 円とすることとして差

し支えない。

(4) 支給期間（法第3条第2項第2号、同条第3項）

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月である。

(5) 受給資格の認定（法第4条）

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、当該生徒が在学する高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、都道府県に就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

申請は、就学支援金のオンライン申請システムにより行うことを基本とし、オンライン申請のフォームに必要事項を入力するとともに、次のいずれかの方法により、保護者等（生徒の親権を行う者等）の所得確認を行うための情報を提出する。

- ・保護者等が個人番号カードを持っている場合は、個人番号カードを使用して、マイナポータルを通じて自己の税情報等（以下「自己情報」という。）を取得し、申請フォームに転記する。
- ・保護者等が個人番号カードを持っていない場合は、個人番号を申請フォームに入力する。

なお、オンライン申請が困難な場合は、規則で定める様式第1号の受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）または課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して提出することも可能とする。

オンライン申請により、審査の早期化や紙の書類の提出が不要となるなどの効果が見込まれるため、都道府県におかれても、「オンライン利用率引き上げの基本計画」及びe-Shienの改修内容等も考慮の上、e-Shienの利用及びオンライン申請の導入・推進を積極的に御検討いただきたい。

特に、自己情報を提出する場合、原則として都道府県における所得確認作業が不要となることから、例えば、自己情報を提出した者については、その他の方法により申請した者の審査が完了するのを待たずに、速やかに認定手続きを行うことなどにより、生徒・保護者の負担軽減が図られるよう御配慮いただきたい。

(6) 就学支援金の額（法第5条、令第3条）

- ① 就学支援金は、(5)の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。
- ② 保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、①の支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。
- ③ ①の支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

		公立		国立	私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合	※3	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	9,600 円/月	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	—	—	—	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで
高等学校 定時制	支給期間	48 月	48 月	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算74、年間30単位まで	(9,600 円/月) ※4	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	—	—	—	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで
高等学校 通信制	支給期間	48 月	48 月	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,600 円/月) ※4	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	—	—	—	14,850円/月	7,218円/単位 ※2 ※通算74、年間30単位まで
中等教育学校 後期課程	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	9,600 円/月	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	—	—	—	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで
特別支援学校 高等部	支給期間	36 月	—	36 月	36 月	—
	支給限度額	400 円/月	—	400 円/月	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	—	23,100円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給期間	36 月	—	36 月	36 月	—
	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	9,900 円/月	—
	加算額	9,650円/月	—	9,650円/月	23,100円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給期間	36 月	36 月	(36 月)	36 月	36 月
	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,900 円/月) ※4	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで	—	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給期間	48 月	48 月	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで	(9,900 円/月) ※4	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで	—	23,100円/月	11,228円/単位 ※1 ※通算74、年間30単位まで
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給期間	(48 月)	(48 月)	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	(9,900 円/月) ※4	(4,812 円/単位) ※4 ※通算74、年間30 単位まで	(9,900 円/月) ※4	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算74、年間30 単位まで
	加算額	(14,850円/月) ※4	(7,218円/単位)※2.4 ※通算74、年間30単位まで	—	14,850円/月	7,218円/単位 ※2 ※通算74、年間30単位まで
各種学校	支給期間	36 月	—	(36 月)	36 月	—
	支給限度額	9,900 円/月	—	(9,900 円/月) ※4	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	—	23,100円/月	—
各省所管学校	支給期間	—	—	36 月	—	—
	支給限度額	—	—	9,900 円/月	—	—
	加算額	—	—	—	—	—

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第3条第5号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条に基づいて計算した支給限度額に3分の10を乗じた額

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第3条第5号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条に基づいて計算した支給限度額に2分の5を乗じた額

※3 国立学校は定額授業料のみ

※4 括弧書きは実際には存在しないもの

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

(7) 単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例（規則第7条）

単位制高等学校や専修学校高等課程・一般課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1 単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第Ⅱ部第一章参照。

(8) 就学支援金の支給（法第6条）

- ① 都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては都道府県教育委員会。以下同じ。（「都道府県」とも表記する。））は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。
- ② 就学支援金の支給は、受給権者が（5）の受給資格認定申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日）の属する月（月の初日に在学していないときはその翌月）から始まり、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）の属する月に終了する。
- ③ やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後 15 日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

(9) 所得に応じた支給（令第4条）

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、国公立の高等専門学校、公私立の専修学校高等課程・一般課程及び私立の各種学校の生徒のうち特に経済的負担を軽減する必要がある世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を私立高校の平均授業料を勘案した水準（3 分の 10 を乗じた額）を上限として支給する。

①年収 590 万円未満程度の世帯： 118,800 円に 3 分の 10 を乗じた額（年間 396,000 円）

②年収 590～910 万円未満程度の世帯： 年間 118,800 円

※ ①のうち、通信制の課程（単位あたり授業料を設定している場合を除く）に通う場合は 118,800 円の 2.5 倍の額（年間 297,000 円）、国公立の高等専門学校に通う場合は年間 234,600 円。

※ これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認の基準は以下のとおり。

所得確認の基準は、令和 2 年 7 月から、令第 1 条第 2 項に定める保護者等の算定基準額を用いている。

支給限度額等	令第1条第2項に定める算定基準額
所得制限	304,200円以上
通常の手給限度額	154,500円以上304,200円未満
通常の手給限度額に3分の10を乗じた額	154,500円未満

※ 令和 4 年 7 月支給分以降については、就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれ（誕生日が 1 月 2 日から 4 月 1 日までの間）であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合は、保護者等の課税標準額から 33 万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出する（e-Shien により判定を行う場合は、入力された生徒本人の生年月日をもとにシステムで自動計算されるため、改めての計算は不要。）。

なお、生徒本人に兄弟姉妹がおり、保護者等が同一である場合、上記の調整を行った結果、生徒本人と兄弟姉妹で判定結果が異なる場合があるため、留意すること。

【早生まれに係る調整が必要な者（例）】

支給期間	該当者の生年月日
令和5年7月分～令和6年6月分	平成19年1月2日～4月1日生まれ
令和6年7月分～令和7年6月分	平成20年1月2日～4月1日生まれ
令和7年7月分～令和8年6月分	平成21年1月2日～4月1日生まれ
令和8年7月分～令和9年6月分	平成22年1月2日～4月1日生まれ
令和9年7月分～令和10年6月分	平成23年1月2日～4月1日生まれ

※ 実際の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなる。また、親権者2名のよう
に、複数人の算定基準額の合算により判定を行う場合には、それぞれの算定基準額につい
て100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算することとなる。

(10) 代理受領（法第7条）

就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われる。これは、主として就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにすることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになる。就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われない。

(11) 休学時の支給停止（法第8条）

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は（4）の支給期間に算入されない。

(12) 収入の状況の届出（法第17条）

受給権者である生徒は毎年、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、都道府県が定める日までに、保護者等の収入状況の届出を行わなければならない。ただし、既に都道府県に保護者等の個人番号が提出されている場合は、学校が一括で処理することで、受給権者からの届出を省略することも可能とする。

届出は、就学支援金のオンライン申請システムにより行うことを基本とし、申請フォームに必要事項を入力するとともに、マイナポータルを通じて取得した保護者等の自己情報を提出する。なお、オンラインによる届出が困難な場合は、規則で定める様式第1号（その2）の収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付して、提出することも可能とする。

上記にかかわらず、受給権者である生徒は、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、保護者等について変更があったときは、速やかに、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県に変更後の保護者等の自己情報、個人番号又は課税証明書等（以下「所得判定に係る情報」という。）を提出し、収入状況の届出を行わなければならない。

(13) 就学支援金の支払の一時差止め（法第 9 条）

受給権者が、正当な理由なく（12）の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(14) 不正利得の徴収（法第 11 条）

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(15) 報告等（法第 18 条）

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(16) 罰則（法第 21 条）

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、3 年以下の懲役（※）又は 100 万円以下の罰金に処する。

※刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）が令和 7 年 6 月 1 日に施行され、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 21 条中「懲役」は「拘禁刑」に改められる。

以降、12 ページにおける「懲役」の扱いについても同じ。

(17) 就学支援金交付金の支払請求、支払（法第 15 条）

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6 月の第 1 期、7～9 月の第 2 期、10～12 月の第 3 期及び 1～3 月の第 4 期の年 4 回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

第二章 就学支援金に関する事務の流れの概要

就学支援金に関する事務の流れの概要は以下のとおり。

	生徒	学校設置者		都道府県	国
		法令による義務的事務	都道府県からの事務委託等		
交付金の算定			在籍予定生徒数（低所得世帯見込み生徒数を含む。）の報告	在籍予定生徒数（低所得世帯見込み生徒数を含む。）の集計 ↓ 交付申請（年間）・変更申請（適宜） 交付金受取（年4回）	交付決定（年間）・支払集計（年4回） ↓ ← 払込（年4回）
就学支援金の支給	受給（法第5条）	代理受領（法第7条） （授業料償還の一部に充当）		支給（法第61条）	
	① 受給資格認定 受給資格認定申請（税情報等を含む）の提出（法第4条） 受給資格認定（不認定）通知の受取	受給資格認定申請（税情報等を含む）の経由（法第4条） 受給資格認定（不認定）の生徒への通知	ログインID通知書（在学中原則1回）の作成・配付 受給資格認定申請（税情報等を含む）をとりまとめの上提出 受給資格認定（不認定）通知（生徒一覧）の受取・個人単位で整理・個別に配付	受給資格の認定 受給資格認定（不認定）通知の発出	
	② 支給決定 就学支援金の支給（交付）申請（受給資格認定申請時に学校設置者に委任） 就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取	就学支援金の支給（交付）申請（受給資格認定申請時に生徒より受任） 就学支援金の支給額決定（交付決定）の生徒への通知	就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取・個人単位で整理・個別に配付	就学支援金の支給（交付）決定 就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の発出	
	③ 収入状況確認 収入状況届出（税情報等を含む）の提出	収入状況届出（税情報等を含む）の経由	収入状況届出（毎年6～7月）の提出依頼 収入状況届出（税情報等を含む）のとりまとめ	更新された課税情報を基に所得確認	
	④ 差止め 支払の一時差止め通知の受取	支払の一時差止めの生徒への通知	支払の一時差止め通知の受取・個人単位で整理・個別に配付	（正当な理由がなく収入状況届出書が提出されない場合）支払の一時差止め通知の発出	
	④ 受給資格消滅 （受給資格消滅時） 資格認定消滅通知の受取	資格認定消滅者一覧の作成・提出（注）「修業年限が3年未満の課程卒業生」「転入退学者」のほか、「通算在学期間が36月未満で卒業する者」を対象。（36月の在学期間終了と同時に卒業する場合は一覧作成を要しない。） 資格認定消滅の生徒への通知	資格認定消滅通知の受取・個人単位で整理・個別に配付	資格認定消滅者の確定 資格認定消滅通知の発出（注）「修業年限が3年未満の課程卒業生」「転入退学者」に対しては、支給実績証明機能を有した消滅通知を発行。	
	④ 支給実績証明書の申請・受取（休学等による支給停止時） ↓ 支給停止・再開申請の提出（法第81条） ※再開時は原則、税情報等を提出（ただし、既に最新の情報を提出している場合は不要） 支給停止・再開通知の受取	支給停止・再開申請の経由（法第81条） 支給停止・再開の生徒への通知		支給実績証明書の発行・配付 支給停止・再開決定（法第81条） 支給停止・再開通知の発出	
				関係書類の保管（電子媒体化を含む。）	

※灰色に塗りつぶした行程は、個人番号を提出した場合は省略する。

第三章 就学支援金に関する事務

就学支援金の支給に関し、法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者（都道府県立高等学校等の場合は学校（以下、別に記載がない限り、本章において同様とする。））や外部団体等に委託するなどして実施することが可能である。都道府県が委託等を行う事務の具体的内容は、都道府県によって異なるが、本実施要領においては、標準的と思われる事務の内容について記載している。

なお、学校設置者に対して委託を行う場合には、規則第 14 条が「当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものに委託することができる」と規定していることも踏まえ、就学支援金事務が委託先において適正かつ確実に実施されるよう指導監督する必要がある。また、委託にあたって法令上、文書によらなければならないとはされていないが、事務の分担が明確になっていることが当然求められる。

規則で定める様式については、都道府県、学校等が現場の状況に応じて規則の趣旨・目的を逸脱しない範囲で多少の変更を加えても、直ちに違法無効とはならない。具体的には、申請及び届出手续の際に把握しなければならない事項を削除することはできないが、対象生徒や学校の状況に鑑みて不要となる記入欄を削除することや、必要となる記入事項を追加することなどは可能である。また、学校名や所在地等を予め記入して配付することも可能である。

1 就学支援金交付金の申請に関する事務

(1) 都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の事務として受給権者である生徒に支給されるため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

(2) 就学支援金交付金の交付申請

学校設置者は、生徒からの委任を受け（3（1）参照）、都道府県が定める方法により、交付申請（様式 39）を行い、在学する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとして代理受領する。都道府県は、学校設置者から就学支援金の支給について交付申請（様式 39）があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知（様式 40）する。

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（様式 30）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式 31）する。

(3) 就学支援金交付金の変更交付申請

学校設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請（様式 41）があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知（様式 42）する（都道府県立高等学校等の場合は手続不要）。

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式 32）を提出する。文部科学大臣は、就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式 33）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

(4) 就学支援金交付金の支払

国は、(2)の交付決定額及び(3)の変更交付決定額を、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期（以下「各四半期」という。）に分けて、都道府県に対して各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

2 制度の周知

都道府県及び学校は、様々な機会を捉え、第一章1の本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努めること。また、不知や勘違い等により受給できないことがないように周知を図るとともに、経済的支援を必要とする者に適切に情報提供ができるよう、生徒・保護者等と直接関わる教職員に対しても十分に周知を行うこと。特に生徒と接する機会が少ない通信制課程等の課程においては、不知又は勘違いにより受給できないことがないように周知を図ること。

なお、申請期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由となった事象が解消した後15日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。

また、税の申告を行っていない場合は、個人番号を利用した所得確認ができず、支給額決定の遅れの原因となるため、事前に申告手続きを行うよう保護者等に対し周知すること。

さらに、第一章2(3)に記載した受給資格や同(16)の罰則規定についても、不正受給防止の観点から、各学校（通信制高校の通信教育連携協力施設等も含む）において就学支援金事務に携わる教職員及び生徒・保護者に対して周知を徹底すること。

また、授業料や就学支援金の説明に当たっては、役務の取引条件について実際のもの又は競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に該当するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に基づく処分の対象となる可能性もあることから、支給対象となる高等学校等に対し十分留意するよう周知すること。

○高校生等奨学給付金等について

低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、就学支援金と混同し、一方しか申請をしない場合等が想定されるため、就学支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。また、学校の所在地と異なる都道府県に在住する生徒には、奨学給付金が在住する都道府県から支給されることも説明すること。併せて、福祉部局等の施策も含め各都道府県・市町村において実施されている修学支援に関連する施策についても、学校等を通じて生徒・保護者に対して積極的な情報提供に努めること。

○各学校における留意点

学校内（通信制高校の通信教育連携協力施設等も含む）の関係者が就学支援金事務を適正に行うことができるよう、事務マニュアルの整備など、適切な事務処理のための体制を整備するよう指導すること。

また、生徒募集に際して、進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱い、授業料徴収の有無、徴収時期や納付額、納付が困難な場合などの徴収猶予などについても正確な情報を入手・認識できるよう、口頭での説明に限らず生徒募集要項や学校ホームページ等で適切な案内を行うよう学校設置者に促すこと。その際、特定の学校についてのみ就学支援金に関し有利な取扱いがなされているとの誤認を生徒・保護者に生じさせることのないよう促すこと。

3 就学支援金の支給【第II部第一章、同第二章1～8も参照】

(1) 受給資格認定申請

学校設置者は、生徒に、基本的にはオンライン申請システムにより申請を行うよう周知し、申請フォームに必要事項を入力させるとともに、次のいずれかの方法により、保護者

等の所得確認を行うための情報を提出させる。

- ・保護者等が個人番号カードを持っている場合は、自己情報を取得し、申請フォームに転記する。
- ・保護者等が個人番号カードを持っていない場合は、個人番号を申請フォームに入力する。

オンライン申請にあたっては、「申請者向け利用マニュアル」も適宜参照するよう生徒に周知すること。

なお、オンライン申請が困難な生徒については、学校設置者から就学支援金の申請書（様式第1号（その1））を生徒に配付し、必要事項を記入し、個人番号カードの写し等を添付して提出させる（個人番号カードの写し等を提出しない場合には、様式第1号（その2）に課税証明書等を添付して提出させる）。

学校設置者は、生徒から提出された申請に基づき、都道府県との役割分担に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で都道府県に提出する。また、受給資格認定に係る事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された申請をとりまとめて都道府県に提出する。

都道府県は、学校設置者がとりまとめた申請をもとに生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

認定又は不認定の結果については、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式3、不認定通知は様式4）するか、学校設置者を通じて通知（様式5）する。また、併せて、支給決定（予定）額（4～6月分）を生徒に直接通知（様式46）するか、学校設置者を通じて通知する（様式47）。

学校設置者は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知（様式3）又は不認定の通知（様式4）を受領した場合、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧（様式5）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する認定の通知（様式6）又は不認定の通知（様式7）を作成し、生徒に配付する。なお、この場合であっても受給資格の認定及び不認定を決定するのは、都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみであるときは、次の7月以降における所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

なお、不認定となった後に再度受給資格認定申請を行う場合は、所得判定に係る情報を改めて提出する必要がある。

都道府県において個人番号を利用した所得確認を行い認定した生徒は、7月に手続きが生じないため、不認定となった者への対応には一層の留意が必要となる。

（不認定通知における記載例）

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等の更新（毎年6月頃）によって、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

適法な申請に基づき都道府県が受給資格の認定または不認定の処分を行った後に、処分成立上の瑕疵が判明した場合は、法の目的・趣旨に鑑み、当該処分を取り消し、処分成立時に遡り、改めて処分を行うこと。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、受給資格や所得の確認事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する。

就学支援金の受給資格認定、支給額の決定の際の事務処理においては、以下の点について留意して行うこと。

- ① 予め、生徒・保護者等に対して次の事項を周知すること（申請書の「記入上の注意」参照。）
 - ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請すること。
 - イ 仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
 - ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役¹又は百万円以下の罰金に処されること。
- ② 生徒・保護者等による申請内容を信用し、個別の確認、申立書、証明書、施設の入所証明書の提出等は原則求めない。例外的に、生徒の状況が申請内容と異なることが明らかである場合や疑義がある場合（例：学校が他の手続において生徒の家庭状況を把握しており、申請内容と異なることが明らかである場合など）は、学校・都道府県から生徒側に確認を行い、適正な情報に修正させること。
このほか、受給資格の認定及び、額の算定、支給にかかる留意点は、第Ⅱ部及び第Ⅲ部1～8にまとめているので、十分留意すること。

申請等の際に生徒に対して行う意向確認は、オンライン申請システムを利用して行うことを基本とするが、書面を用いる場合にあっても、「高等学校等就学支援金辞退届」、「高等学校等就学支援金不受給申出書」等を、別途書面により申請しない者のみから提出させることは、所得制限基準額以上の世帯の保護者、生徒に対して過剰な負担を求めることとなるため差し控えること。意向確認は簡便なチェック式により行うことが望ましい。

また、意向確認の書類に、就学支援金の申請を行わなかった場合に「授業料を納付することを承諾します。」と記載された書面に署名させることは、心理的負担を課すとの意見もあることから、そのような記載は差し控えるよう配慮されたい。

オンライン申請システムによる意向確認においては、

- ・就学支援金の申請を行わない場合には、授業料を納付する必要があること、
 - ・就学支援金は返済不要であり、かつ、申請を行わなければ受給できないこと、
- について、注意事項として示し、就学支援金は返還が必要なものと誤って認識して「申請しない」とする者の発生を防ぐこととしている。書面を用いて意向確認を行う場合であっても、これらのことに留意することが望ましい。

なお、この意向確認においても、疑義がある場合（例：学校が他の手続において把握している情報から、就学支援金の受給が可能であると考えられるのに、受給の意向がないものとして提出された場合など）には、必要に応じて生徒側に確認を行うなど、誤った手続きの防止に努めること。

(2) 就学支援金の支給決定

都道府県は、毎月1日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。なお、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、都道府県の判断により学校設置者に対し、就学支援金を代理受領させることは可能である。

学校設置者は、都道府県から生徒への支給決定（予定）通知（様式46）を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から支給決定（予定）者一覧（様式47）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給決定（予定）通知書（様式48）を作成し、生徒に配付する。なお、通知書に「高校生等奨学給付金」についても記載することなどにより、制度の周知をしていただきたい。

また、都道府県から生徒への変更支給決定（予定）通知書（様式49）を都道府県から受

¹ p7の(16)罰則(法第21条)を参照のこと。

領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更支給決定（予定）者一覧（様式 50）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する変更支給決定（予定）通知書（様式 51）を作成し、生徒に配付する。

ただし、通知作成の委託等がなされている場合であっても、支給決定、変更支給決定を行うのは、都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

通知書の様式は任意様式であり柔軟に変更しても差し支えないものであるため、都道府県、学校等において、他の支給事業の結果や徴収金に係る連絡事項を追加することが可能である（例えば、授業料等の納付通知に就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能）。

(3) 収入状況の届出等【第Ⅲ部 9 も参照】

①確認方法等

ア 学校設置者は、毎年、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、受給権者に、都道府県が定める日までに、保護者等の収入状況の届出を行うよう周知する。ただし、既に都道府県に保護者等の個人番号が提出されている場合は、学校が一括で処理することで、受給権者からの届出を省略することも可能とする。

届出は、就学支援金のオンライン申請システムにより行うことを基本とし、受給権者に、オンライン申請のフォームに必要事項を入力させるとともに、マイナポータルを通じて保護者等の自己情報を提出させる。

個人番号を利用して保護者等の収入状況を確認する場合は、都道府県は、毎年、課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額が更新される月に、受給権者から申請時に提出された保護者等の個人番号を利用して保護者等の所得確認の基準となっている事項を確認し、支給額を算定する。また、保護者等に変更があった場合は、学校設置者を通じて速やかに収入状況届出を提出するよう周知する。なお、届出において個人番号を利用して所得の確認を行うことは申請書で明らかにしているが、保護者等の変更の際に、都道府県の判断により、改めて申請時に提出された個人番号を利用する旨を届出書に記載、確認しても差し支えない。

イ オンラインによる届出が困難な受給権者については、課税証明書等を利用して保護者等の収入状況を確認することも可能とする。この場合、学校設置者は、収入状況届出書（様式第 1 号（その 2））を生徒に配付し、生徒は、毎年 7 月末を目途として都道府県が定める提出期限までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付して学校設置者に提出する。学校設置者は、生徒から提出された収入状況届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認し、必要に応じて収入状況届出者一覧（様式 15）を作成した上で、収入状況届出書等と併せて都道府県に提出する。また、就学支援金の支給事務について都道府県から委託等がされていない場合は、生徒から提出された収入状況届出書等を取りまとめて都道府県に提出する。都道府県は、収入状況届出書等や収入状況届出者一覧をもとに生徒の受給資格を確認し、支給額を算定する。

なお、課税証明書に課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等が記載されていない場合は、課税証明書の発行に際して、課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を記載した別紙を付してもらう必要があることに留意が必要（令和 2 年 3 月 31 日付文部科学省初等中等教育局通知（元文科初第 1713 号）参照）。

ウ 所得確認事務については、他の事務と同様に、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者にその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いやプライバシー保護に関する保護者や学校設置者の意見に十分配慮した上で、具体的な取扱いを定め、特に配慮が求められる点や誤りが生じそうな点について明示し、注意を促すなど、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、受給資格や所得の確認事務を委託した場合には、確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか、委託先ごとにチェックするなどにより、その妥

当性について検証する。

受給資格の認定及び、額の算定、支給にかかる留意点は、第Ⅲ部 1（対象となる等学校等）～8（支給額の算定・支給）にまとめているので、十分留意すること。

②通知の発出

ア 都道府県で個人番号を利用して保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等が確認できる場合・収入状況届出が期限内に提出された場合

i) 所得基準を満たす場合

→支給決定（支給予定）通知（7月～翌年6月分（様式46、47））を発出

※翌月以降・翌年度分の支給額は、予定額や参考として通知に示す。

ii) 所得基準を満たさない場合

→受給資格消滅通知（様式10、様式16）を発出（※）

イ 都道府県で個人番号を利用して保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等が確認できない場合・収入状況届出が正当な理由なく、都道府県知事の定める日までに提出されなかった場合

→支払一時差止め通知（様式17、様式18）を発出

※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、7月分から遡及して支給する。

※翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。2年目、3年目も継続して支払の一時差止め通知を受け取り続けることを避けるため、収入状況届出書の提出時に、受給権放棄の手続（第Ⅲ部 Q10-1、10-2）を行うこととしても差し支えない（この場合、受給資格が消滅するため、支払一時差止め通知ではなく受給資格消滅通知を発出する。）。

③保護者等について変更があった場合

保護者等について変更があったときは、どの所得判定に係る情報を提出しているにかかわらず、受給権者である生徒（就学支援金の支給が停止されている者を除く。）

は、オンライン申請システム等を利用し、学校設置者を通じて、速やかに保護者等情報の変更に係る届出を行う必要がある。学校設置者においては、生徒から提出があった場合は、当該届出を都道府県に提出する。（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の所得判定に係る情報を提出しているときは、これを改めて提出することを要しない。）この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、第Ⅲ部第二章 Q9-2 を参照。

④保護者等について税の更正があった場合

受給権者である又は過去に受給権者であった生徒等の保護者等が市町村から発出される税額の納税通知書や地方住民税額の変更が分かる通知その他の書類を受け、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額に変更があった場合には、納税通知書等を受領した日から15日以内（民法第140条により、初日を参入せず、翌日を1日目と数える）に、収入状況届出書に税の更正があった旨を添えて、高等学校等の設置者に提出していただく必要がある。この場合において、詳細の取扱いについては、第Ⅲ部 Q8-4 を参照。

(4) プライバシーに配慮した提出方法

都道府県及び学校設置者において、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮し、特に、申請書等及び収入状況届出書等を紙の書類で提出する場合の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

- ・提出は封をした封筒で行う。
- ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・提出を学校への郵送（書留）で受け付ける。

(ただし、学校設置者を經由せずに申請書及び収入状況届出書等を都道府県に直接郵送するなどの方法をとることはできない)

また、自己情報や個人番号、課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと（第Ⅲ部 Q6-13 も参照）。

4 就学支援金の代理受領、授業料との相殺【第Ⅲ部 11 も参照】

(1) 学校種共通の取扱い

学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てる（法第7条）。これは、主として就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑みれば、原則として就学支援金が支給され授業料との相殺が行われた後に、残りの授業料を徴収することが想定されている。このため、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

ただし、例外的に上記のような対応が困難となると考えられる①・②で示すような場合においては、それぞれ以下のように対応いただきたい。

①学校の財務状況によって、就学支援金が都道府県から支給される前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる場合

都道府県からの就学支援金の支給前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる学校がある場合、都道府県において、当該学校への就学支援金支給に関する事務の優先的な支給や、前年度の実績に応じた概算払いを実施し、当該学校に対する就学支援金の支給時期を早める等、学校において授業料と相殺した上での徴収が可能となるよう配慮をいただきたい。

②新入生の場合

新入生の場合、他の学年と異なり、前年度実績によって就学支援金相当額を推定することができない。このため、就学支援金の支給前に授業料を徴収する場合には、3月のうちから就学支援金の申請関係書類を配布し入学直後に申請させるといった事務の工夫等によって、就学支援金相当額の推定を行い、就学支援金を差し引いて徴収する等、可能な限り生徒・保護者の負担を軽減できるよう、学校設置者に配慮を促すこと。

しかし、このような取組を行っても、就学支援金相当額を推定することが困難な場合（例えば、個人番号の提出により申請が行われたため、学校において即座に所得判断基準を確認することができず、都道府県による審査が完了するまでは、学校が授業料徴収を猶予することも不可能な場合）は、支給額の推定が困難な期間中、就学支援金相当額を差し引くことなく当該月の授業料徴収を行うことも、やむを得ないと考えられる。ただし、この場合であっても、授業料全額を負担することが困難な生徒・保護者に対しては、プライバシーにも配慮しつつ、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、生徒・保護者の負担を軽減する措置をとるよう学校設置者に配慮を促すこと。例えば、授業料徴収の案内に、就学支援金支給後の徴収を希望する場合には、学校に連絡するよう記載するなどの対応が考えられる。

なお、マイナポータルを通じて取得した自己情報を提出している場合、原則として都道府県における所得確認作業が不要となるだけでなく、都道府県において審査完了となる前に、学校においても審査結果を推定することが可能となることにも留意して、オンライン申請の導入・推進の検討を進めていただきたい。

また、就学支援金の支給後に、徴収した授業料相当額を生徒に還付する必要がある場合には、可能な限り速やかに生徒に還付がなされるよう、学校設置者に配慮を促すこと。加えて、授業料を徴収する時点において、事前に還付先の口座を確認する等、確実に生徒・保護者へ還付がなされるように事務を工夫することも考えられる。

なお、「2 制度の周知」に示しているとおり、就学支援金の取扱い、授業料の徴収、猶予等について、生徒、保護者等が正確な情報を入手・認識できるように学校設置者に促すこと。

(2) 都道府県立高等学校等の取扱い

生徒が都道府県立高等学校等に在学する場合、都道府県教育委員会は受給権者である生徒に支給すべき就学支援金を、当該都道府県の当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることとなる。

【都道府県における予算上の手続き】

学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われない。

上記の手続きを行うために、都道府県の予算においては、国からの就学支援金交付金を歳入とし、学校設置者への就学支援金を歳出とするための予算計上が必要である。

また、所得確認の結果に関わらず、都道府県立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入とするための予算計上も必要である。

都道府県の予算においては、就学支援金交付金に係る歳入と、授業料徴収に係る2つの歳入が必要となるが、これらは歳入の目的が異なるため、いわゆる予算の二重計上には該当しない。

- ① 都道府県立高等学校等の授業料については、所得確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、都道府県の歳入予算に計上する。
- ② 国から交付される高等学校等就学支援金（都道府県分及び市町村分）を都道府県で受領する際には、高等学校等就学支援金の調定を行い、歳入予算に計上する。
- ③ ②により受領した高等学校等就学支援金を財源として、都道府県の歳出予算（都道府県分及び市町村分）に計上する。
- ④ ①によって発生した授業料債権の弁済に、③の歳出予算（都道府県分）を充当する。
- ⑤ 所得確認の結果、支給基準を満たさない生徒から授業料を徴収する場合は、②～④の手続きによらず、都道府県において適切に会計手続きを行う。

(3) 市町村立高等学校等の取扱い

高等学校設置者が市町村である場合、都道府県立高等学校等の場合とは異なり、市町村の予算上、就学支援金の受領に当たっては、歳入歳出外現金として取り扱うこととなる。これは、学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領するためである。

また、所得確認の結果に関わらず、市町村立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入とするための予算計上が必要である。

そのため、市町村においては受給権者である生徒に代わって都道府県から就学支援金をいったん受領するが、当該就学支援金を授業料債権の弁済に充てることで、市町村の歳入となる。

【市町村における予算上の手続き】

- ① 市町村立高等学校等の授業料については、所得確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、市町村の歳入予算に計上する。
- ② 都道府県から支出される高等学校等就学支援金（市町村分）は、市町村においては歳入歳出外現金の取扱となり、予算計上は不要となる。
- ③ ②の高等学校等就学支援金（市町村分）を用いて、①によって発生した授業料債権の弁済に充当する。
- ④ 所得確認の結果、支給基準を満たさない生徒から授業料を徴収する場合は、②～③の手続きによらず、市町村において適切に会計手続きを行う。

5 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

学校設置者は、都道府県の定める期日までに、実績報告書（様式 44）を都道府県に提出する。その際、都道府県においては例外的に授業料を徴収する学校設置者に対しては就学支援金の引渡し状況について報告を求めるなどして就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保すること。

都道府県は、学校設置者からの報告を集計し、文部科学大臣に前年度の就学支援金の実績を報告（様式 35）する。

文部科学大臣は、4 月 10 日までに都道府県から実績報告を受けて、就学支援金交付金の額を確定し、都道府県に通知（様式 36）する。都道府県は当該通知を受領後、就学支援金の確定額を学校設置者に通知（様式 45）する。

なお、都道府県立高等学校等の場合、学校が都道府県へ就学支援金の実績報告を行うこと、及び都道府県が学校へ就学支援金の確定額を通知することは不要。

額の確定後、やむを得ない理由により追加支給または返還が生じた場合は、改めて額の確定を行う。都道府県は、文部科学省が定める期日までに、実績報告書（様式 35）及び顛末書（様式 37）を提出する。

なお、追加支給の場合は、実績報告書及び顛末書とあわせて、過年度支出承認申請書（様式 38）の別紙も提出する。額の確定後、都道府県は、過年度支出承認申請書（様式 37）を文部科学省に提出する。

6 実地検査及びそのフォローアップ

就学支援金事務の一層の適正な実施を図る観点から、各都道府県において、特に学校所在地と生徒の居住地が離れていること、生徒の年齢構成が多様であること等の特性を有する広域通信制高校については、各学校が代理受領した就学支援金が適正に授業料と相殺されているか、就学支援金の支給に関する事務が適正かつ確実に実施されているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認するとともに、対外的に発信しているウェブサイト上の説明等についても、定期的に確認することが望ましい。

また、支給対象となる高等学校等に対して、適切な事務処理がなされるよう事務マニュアルの作成等の体制の整備を求めることが望ましい。

就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを十分に認識した上で、上記の実地検査等を通じて、適正かつ確実に事務処理が行われるよう関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。

7 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書

(1) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（修業年限が 3 年未満の課程の卒業、通算在学期間が 36 月未満での卒業、退学、除籍及び転学等を対象とし、36 月在学した上で卒業もしくは修了した者、高等学校に在学した期間が通算して 36 月を超える者は除く。）は、受給資格消滅者一覧（様式 8）を作成し都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知（様式 9）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 12）する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を都道府県に申請（様式 28）することができる。当該申請があった場合、都道府県は支

給実績証明書（様式 29）を発行しなければならない。

(2) 所得制限による受給資格の消滅

都道府県は、生徒等の就学支援金の支給額について判定を行った結果、受給権者である生徒が所得制限基準に該当することとなった場合は、学校設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準に該当したことによる受給資格消滅について、受給権者であった生徒に直接通知（様式 10）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 13）する。

この場合、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、都道府県から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式 10）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

所得制限によって受給資格が消滅してしまったとしても、次回以降の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額の更新等や、税の更正により判定に使用した課税所得額（課税標準額）が変更される等により所得要件を満たし、他の支給要件も満たしている場合は、再度支給対象となり得る。受給するためには、再度、申請を行う必要があるため、生徒への周知等に留意すること。

8 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開【第Ⅲ部 12 も参照】

(1) 支給停止

受給権者である生徒が休学し、就学支援金の支給停止を希望する場合は、オンライン申請システム等を利用して、学校設置者を通じて都道府県に対して支給停止の申出をすることができる。支給停止の申出をした場合は、申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から、支給再開の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、就学支援金の支給を停止する。支給が停止された月は、支給上限期間の算定には含まない。

なお、オンライン申請が困難な場合は、規則で定める様式第 2 号の支給停止申出書（様式 20）を学校設置者に提出することが可能である。学校設置者は生徒から提出された支給停止申出を都道府県に提出する。支給停止申出を受領した都道府県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知（様式 23）を発出する。なお、生徒が申出を失念し、不利益を被ることがないように学校設置者においても休学手続きの際に併せて就学支援金の支給停止手続について案内すること。

都道府県から支給停止通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から学校設置者に生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給停止通知を作成し、生徒に配付する。

ただし、その場合であっても、支給停止を決定し、通知を行うのは都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

(2) 支給再開

休学を終えて復学する際に就学支援金の支給再開を希望する生徒は、オンライン申請システム等を利用して、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。ただし、支給停止前から保護者等に変更が生じておらず、既に保護者等の所得判定に係る情報を提出している場合には、当該情報を再提出することを要しない。

なお、オンライン申請が困難な場合は、規則で定める様式第 3 号の支給再開申出書（様式 24）に収入状況届出書等を添付して提出することも可能とする。

学校設置者は生徒から提出された支給再開申出を都道府県に提出する。都道府県は、支給の可否及び支給額を判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式 27）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 10）（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

都道府県から支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に

対する通知を作成し、生徒に配付する。

ただし、その場合であっても、支給再開を決定し、通知を行うのは都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

(3) 受給権者ではない生徒が休学する場合

受給権者ではない生徒が休学し、その後受給権者となった場合、当該休学期間は就学支援金の支給上限期間の算定に含まない。このため、受給権者ではない生徒が休学する場合であっても、原則として e-Shien において支給停止の手続を行うこと。

9 転学に伴う就学支援金の取扱い【第Ⅲ部 13 も参照】

転学をした場合には、転学元の学校において受給資格を消滅させ、転学先の学校で改めて学校設置者を通じて認定申請を都道府県に対して行う必要がある。その際、申請フォームにこれまでの高等学校等への在学状況を入力させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。（転籍により、同一学校内において課程を変更する場合（ex. 全日制→通信制単位制）にも、改めて申請が必要。）

生徒の転学時における就学支援金の支給事務における原則は以下のとおり（いずれも、所得制限に該当する期間は支給されない）。

- ① 全日制高校等から定時制課程等に転学した場合、48 月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ② 定時制課程等から全日制高校等に転学した場合、36 月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ③ 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合、48 月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74 単位から過去に履修期間を満了した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限として、就学支援金が支給される。
- ④ 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合、過去に取得した単位数に関係なく 36 月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。

10 不服申立て

就学支援金の支給に関する処分について不服がある者は、文部科学大臣に対して行政不服審査法上の審査請求を行うことができる。ただし、審査請求を行う前提として、処分に至った事実関係について、当該処分を行った都道府県に確認の上審査請求を行うよう、生徒、保護者等に周知すること。生徒、保護者等が事実関係確認の照会を行えるよう、受給資格不認定通知・受給資格消滅通知の教示の欄等に各都道府県の連絡先を明記すること。なお、就学支援金の支給に関する処分ではなく、制度の在り方そのもの（所得制限が設けられていることなど）に関する事項は、審査請求の対象とはならない。

11 学校種ごとの留意点

(1) 株式会社立高等学校

就学支援金の支給対象となるのは「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」（法第 3 条）であり、株式会社立の高等学校に在学する生徒についても就学支援金の支給対象となる。

株式会社立の学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも当該市町村が属する都道府県が就学支援金の支給事務を行い、学校の設置者が代理受領する。この場合、都道府県の判断により学校を設置認可している市町村に事務の協力を要請することは可能である。

(2) 広域通信制高等学校

特に広域通信制高等学校については、設置認可を行った都道府県や市町村が属する都道府県以外の都道府県内にも、本校の行う通信教育について連携協力を行う通信教育連携協力施設（面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う面接指導等実施施設、生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談や学習活動等の支援について連携協力を行う学習等支援施設等）が設置されている場合があるが、就学支援金の支給は、通常他の都道府県内に所在する通信教育連携協力施設等に通う生徒の分も含めて、全て設置認可を行った都道府県からいわゆる本校を通じて行う。

また、通信教育連携協力施設が入学予定者や生徒に対し就学支援金の説明を行ったり、就学支援金事務に関与したりする場合もあることから、就学支援金事務に関する周知や事務の委託にあたってはそうした実態に留意するとともに、そのような場合であっても適正かつ確実に事務が実施されるよう指導すること。

なお、通信制・定時制高等学校の生徒の場合、当該高等学校と連携措置をとる技能教育施設である高等専修学校等にも併せて在学していることも考えられるが、生徒が同時に2つ以上の高校・課程に通う場合の留意点については、第Ⅲ部 Q1-1 を参照のこと。

(3) 市町村立高等学校等

市町村立高等学校等については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は市町村となる。

(4) 公立大学法人立高等専門学校

公立大学法人立高等専門学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。

(5) 公立大学法人が設置する大学附属の高等学校

公立大学法人立が設置する大学附属の高等学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。支給限度額については、地方公共団体が直接設置する場合と同様の支給限度額とする。また、公立大学法人が設置する高等学校等及び専修学校については、支給限度額の加算の対象ではない。

12 高等学校等就学支援金事務費交付金

就学支援金の支給事務に要する費用に充てるため、「高等学校等就学支援金事務費交付金」を国から都道府県へ、予算の範囲内で交付する。

事務費交付金は、生徒数及び学校数等に応じて、都道府県へ一括して交付される。都道府県は、それぞれの判断により、当該交付金の中から適宜学校設置者に対して事務費を交付する。

13 都道府県から市町村への権限移譲

市町村が設置した高等学校等の生徒に係る就学支援金の支給に関する権限については、事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項）により、学校設置者である市町村に委譲することができる。なお、この場合、処分の取消訴訟の被告は市町村、当該訴訟において市町村を代表する者は市町村教育委員会となる。

第 II 部

1 単位当たりの授業料を設定している場合の特例

1 単位あたり授業料を設定し徴収している場合（以下「単位制」という。）は、下記のルールにより取り扱うこととする。

なお、令和3年度及び令和4年度の支給のみ、新型コロナウイルス感染症への対応として、下記ルールの一部を変更して特例として取り扱った。（詳細については、旧版を参照のこと）

1 単位制の支給額決定ルール

(1) 支給対象単位数の上限

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修単位数であり、修得単位数ではない）。

(2) 年間の支給対象単位数の上限

30 単位とする。

(3) 支給期間の上限

①全日制高校等（②・③以外）：36 月

②高等学校・中等教育学校の定時制・通信制の課程：48 月

③専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科：48 月

※以下、②及び③を「定時制課程等」という。

※支給期間は、登録単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。ただし、休学の場合には、支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

(4) 基準額の設定方法

1 単位の教育内容に対する対価は、課程の別にかかわらず同等と考えられることから、支給額についても、課程の別や修業年限にかかわらず、以下のとおり 1 単位あたりの支給限度額を設定する。

①1 単位あたりの支給額

$118,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 年} \div 74 \text{ 単位} \div 4,816 \text{ 円} \rightarrow 4,812 \text{ 円}$

※公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制課程にあつては 1,740 円、公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程にあつては 336 円（以下、支給額の算定にあつては、4,812 円をそれぞれの額に置き換えて計算すること）

②1 単位あたり月額

$4,812 \text{ 円} \div \text{履修期間}$

※学校において 1 単位当たりの支給額よりも低い授業料額を設定している場合には、その授業料額 $\div$ 履修期間として計算。

③支給限度額

$1 \text{ 単位あたり支給額（月額）} \times \text{登録単位数（端数切捨て）}$

※加算がある場合は、加算後の数字の端数を切捨て

《例 1》

授業料額 7,000 円/単位、25 単位登録、履修期間 12 月の定時制課程の場合

・授業料月額： $7,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 25 \text{ 単位} = 14,583 \text{ 円}$ （端数切捨て）

・支給限度額： $4,812 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 25 \text{ 単位} = 10,025 \text{ 円}$

・支給額：授業料月額 $>$ 支給限度額 $\rightarrow 10,025 \text{ 円}$

《例 2》

授業料額 8,000 円/単位、40 単位登録、履修期間 12 月、加算ありの通信制課程の場合

・授業料月額： $8,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 40 \text{ 単位} = 26,666 \text{ 円}$ （端数切捨て）

・支給限度額： $4,812 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 30 \text{ 単位} \times 2.5 \text{ 倍} = 30,075 \text{ 円}$

・支給額：授業料月額＜支給限度額→26,666円

2 授業料月額等の端数処理について

支給額算定の過程において端数切捨てをした結果、支給総額が端数切捨てをする前よりも少なくなる場合がある。こうした場合、判断は都道府県により行われるものであるが、申請者の利益の観点から、一律あるいは一定のルールに基づいて端数処理（「授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額」（法第5条第1項）を算定する過程で、履修期間内の一部の月分の授業料額を1円上乗せするなどの調整）を行うことが望ましいと考えられる（e-Shienを利用する場合は、一律に端数処理を実施する仕様となっている）。

特に、公立高等学校の単位制課程の場合等においては、就学支援金の支給額と授業料額との間に微細な差額が生じ、当該微細な差額を授業料として徴収しなければならないケースが生じる可能性があり、事務負担やそれに伴うコストの増加も重なる。この場合においては、端数処理を行うことにより、微細な差額が生じないようにすることができる。

1円を上乗せするタイミングについては、都道府県の判断とすることが可能だが、その後の履修科目の追加登録の可能性等を考慮すると、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せすることが望ましいと考えられる。

なお、以下に掲載する例は授業料額に端数を上乗せする例であるが、支給限度額についても同様に上乗せすることとし、e-Shienにおいても同様の処理を行うこととしている。

《例1》

授業料額330円/単位、19単位登録、履修期間12月の場合

- ・授業料月額：330円÷12月×19単位＝522.5円→522円（端数切捨て）
- ・支給限度額：330円÷12月×19単位＝522.5→522円（端数切捨て）
- ・支給額：授業料月額＝支給限度額→522円

となるが、

- ・総支給額（年額）：522円×12月＝6,264円
- ・授業料総額（年額）：330円×19単位＝6,270円
- ・差額：6,270円－6,264円＝6円→差額6円分の授業料を徴収する必要がある。



端数の計が1円以上となる、5・7・9・11・1・3月分の授業料の額（522円）にそれぞれ1円上乗せする。

→522円×6月＋523円×6月＝6,270円

授業料総額が6,270円となり、当該額の全額について就学支援金が支給されるため、差額は生じない。

《例2》

授業料額330円/単位、4月に19単位登録（履修期間12月）、8月に11単位登録（履修期間8月）の場合

（月ごとの授業料月額）

	授業料 /単位	登録 単位	履修 期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月登録	330円	19	12	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5
8月登録	330円	11	8	—	—	—	—	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75
計				522.5	522.5	522.5	522.5	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25
端数				0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
端数累計				0.5	1	0.5	1	0.25	0.5	0.75	1	0.25	0.5	0.75	1
授業料月額（上乗せ前）				522	522	522	522	976	976	976	976	976	976	976	976
授業料月額（上乗せ後）				522	523	522	523	976	976	976	977	976	976	976	977
授業料総額（年額）				9,900円											

年間上限30単位ルールについて

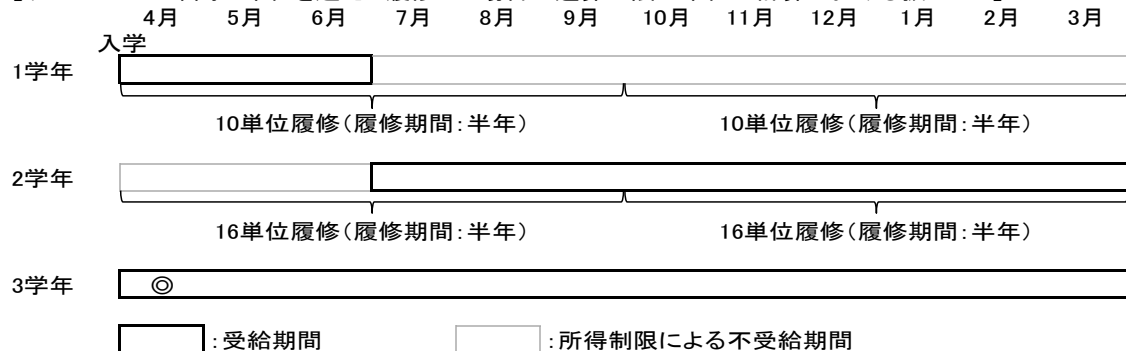
【ケースA — 年度をまたいで履修する場合の年間上限30単位の考え方 —】



2学年の10月分の支給対象単位数は、30単位
(1学年の10月～2学年の9月まで履修した25単位は、算定月(2学年の10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため)

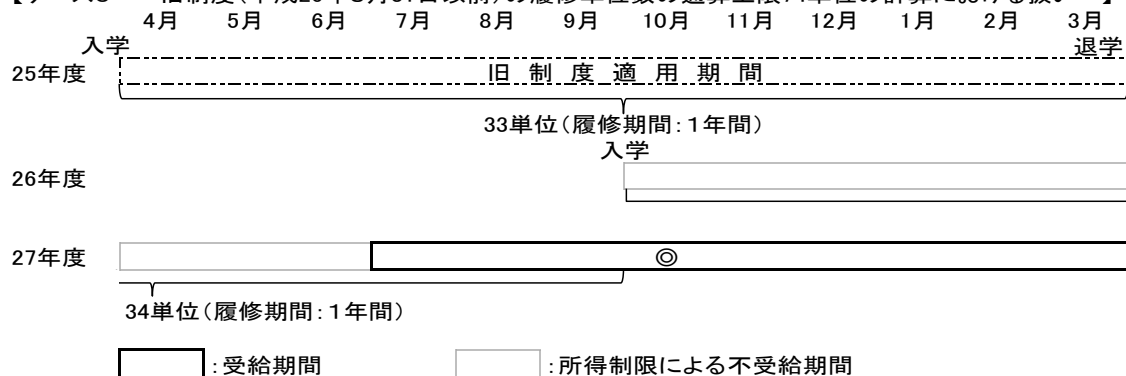
通算上限74単位ルールについて

【ケースB — 年間30単位を超えて履修した場合の通算上限74単位の計算における扱い —】



3学年4月における残支給単位数は、74単位－10単位×2－30単位＝24単位
(2学年時の履修単位数は16単位×2＝32単位であるが、年間上限の30単位まで算入)

【ケースC — 旧制度(平成26年3月31日以前)の履修単位数の通算上限74単位の計算における扱い—】



平成26年4月1日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成26年4月1日以降に再入学する際には、現行制度が適用される。現行制度適用者に係る就学支援金の支給期間(単位)には、過去に高等学校等(国公立の別を問わない)に在学していた期間(単位)が算入される。

27年度10月における残支給単位数は、74単位－33単位－30単位＝11単位

(25年度の33単位は、旧制度適用期間の履修単位数であるため、全て74単位の計算に算入。

26年度10月～27年度9月まで履修した34単位については、年間上限の30単位まで算入。)

※なお、26年度10月～27年度9月までに履修した34単位は、算定月(27年度10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため、年間上限30単位の計算には含まれず、27年度10月分は最大11単位支給可能。

【単位制高校の各月の支給限度額イメージ】

1学年		2学年		3学年	
4月	10月	4月	10月	4月	10月
20単位履修(支給対象20単位)		25単位履修(支給対象25単位)		25単位履修(支給対象14単位)	
支給限度額: 8,020円/月 (20単位) ①	支給限度額: 12,030円/月 (30単位) ②	支給限度額: 14,035円/月 (35単位) ③	支給限度額: 12,030円/月 (30単位) ④	支給限度額: 7,619円/月 (19単位) ⑤	支給限度額: 5,614円/月 (14単位) ⑥
		25単位履修(支給対象10単位)		25単位履修(支給対象5単位)	

※1単位当たりの単価は4,812円、履修期間は全て1年間、所得制限等により不支給の期間がない場合

上記の例では、各年度の4月と10月が「算定月」となる。

①～⑥の各期間の支給限度額の算定方法は以下のとおり。

- ①: $4,812円 \div 12月 \times 20単位 = 8,020円/月$
- ②: $4,812円 \div 12月 \times 30単位(※1) = 12,030円/月$
- ③: $4,812円 \div 12月 \times 35単位(※2) = 14,035円/月$
- ④: $4,812円 \div 12月 \times 30単位(※1) = 12,030円/月$
- ⑤: $4,812円 \div 12月 \times 19単位(※3) = 7,619円/月$
- ⑥: $4,812円 \div 12月 \times 14単位(※3) = 5,614円/月$

※1) 年間上限30単位ルール

②の例では、算定月(1学年の10月)の属する年度において、算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(20単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が30を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数(15単位)は支給対象とならない。④の考え方についても同様。

※2) 年間上限30単位ルール—年度をまたいで履修する場合—

1学年の10月に履修を開始した25単位については、算定月(2学年の4月)の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数ではないため、算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(0単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が30を超えず、算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)全てを支給対象として合算できる。その結果、1学年の10月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている10単位と算定月に履修を開始する25単位の合計35単位が支給対象となる。

※3) 通算上限74単位ルール

(⑤について)

年間上限の扱いについては③と同様だが、算定月(3学年の4月)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数(20単位+10単位+25単位+5単位)と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(0単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が74を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数(11単位)は支給対象として合算できない。その結果、2学年の10月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている5単位と3学年の4月に履修を開始する科目の単位数のうち支給対象として合算できる14単位(25単位—上限超過分11単位)の合計19単位が支給対象となる。

(⑥について)

算定月(3学年の10月)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数(20単位+10単位+25単位+5単位)と、算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目のうち支給対象となったものの単位数(14単位)の合計が74となるため、算定月に履修を開始する科目の単位数を支給対象として合算できない。その結果、3学年の4月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となった14単位が支給対象となる。

第Ⅲ部 Q & A（個別具体の事務処理について）

- 1 対象となる高等学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - Q1-1 同時に2つ以上の高校・課程に在学等している場合
 - Q1-2 同一高校内で課程を変更する場合
 - Q1-3 専攻科、別科、聴講生、科目履修生
 - Q1-4 外国人学校を指定する際の手続き
- 2 住所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - Q2-1 「住所を有する」の解釈
 - Q2-2 外国籍の者（無国籍の者も含む）の場合の住所確認
 - Q2-3 留学生
 - Q2-4 不法滞在者
 - Q2-5 難民申請中の者
- 3 高等学校等を卒業又は修了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - Q3-1 外国の高等学校等を卒業または修了した者
 - Q3-2 高卒認定試験に合格している者
- 4 在学期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - Q4-1 過去の在学期間の確認
 - Q4-2 在学期間の通算に含まれる期間
 - Q4-3 在学期間の通算に含まれない期間
 - Q4-4 転学した場合の在学期間の扱い
 - Q4-5 長期停学中に授業料が発生していない場合
- 5 所得確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - Q5-1 支給額の判断基準となる「保護者等」の判断の仕方
 - Q5-2 養子縁組をしていない場合
 - Q5-3 親権はないが監護権がある場合
 - Q5-4 親権者以外の同居親族等に所得がある場合
 - Q5-5 生徒が成人の場合
 - Q5-6 保護者等が国外に在住する場合
 - Q5-7 生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合
 - Q5-8 生徒及び保護者等が外国籍である場合
- 6 申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
 - Q6-1 申請者とは
 - Q6-2 申請書等に不備・誤記がある場合の対応
 - Q6-3 受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合
 - Q6-4 年度途中の申請
 - Q6-5 個人番号カードの写し以外に保護者等の個人番号を確認できる書類
 - Q6-6 課税証明書以外の保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を明らかにできる書類
 - Q6-7 自己情報や課税証明書等の年度
 - Q6-8 保護者等が税の申告をしていない場合
 - Q6-9 自己情報又は個人番号の提出が不要となる場合
 - Q6-10 課税証明書等の添付が不要となる場合

- Q6-11 申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは
- Q6-12 個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出が遅れる場合
- Q6-13 個人情報の保護

7 認定 44

- Q7-1 調整控除額が正確に分からない場合の認定
- Q7-2 受給資格の有効期間
- Q7-3 学校が不適切な運営をしているなど在校状態に疑義が生じている場合
- Q7-4 受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

8 支給額の算定・支給 45

- Q8-1 申請認定後、支給を開始する日
- Q8-2 授業料が減額又は免除されている者
- Q8-3 授業料減免、奨学金と就学支援金の関係
- Q8-4 税の更正があった場合
- Q8-5 平成 22 年の制度開始前に履修した単位の計算
- Q8-6 平成 22 年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算
- Q8-7 学校外における学修の単位の計算
- Q8-8 定時制・通信制の併修の場合
- Q8-9 定額制授業料と単位制授業料を併用している場合
- Q8-10 みなし判定廃止後の非課税対象の確認

9 届出 48

- Q9-1 申請と届出の違い
- Q9-2 年度途中で保護者等に変更があった場合
- Q9-3 一時差止めについて
- Q9-4 一時差止め期間中に収入状況届出が提出された場合の支給

10 受給権放棄 50

- Q10-1 受給権放棄の手続き
- Q10-2 受給権放棄後に再度申請があった場合

11 代理受領 50

- Q11-1 転学の際の代理受領
- Q11-2 学校における会計処理

12 休学 51

- Q12-1 受給権者が支給停止の申出を行っていない場合
- Q12-2 生徒が入学と同時に休学する場合
- Q12-3 復学前に支給再開の申出があった場合
- Q12-4 復学日までに支給再開の申出がない場合

13 転学 53

- Q13-1 転出入する場合の支援金の算出方法
- Q13-2 年度途中で単位制授業料の高校に転入した場合
- Q13-3 年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位
- Q13-4 単位修得のない専修学校における履修の単位換算
- Q13-5 前籍校での履修単位数が確認できない場合
- Q13-6 旧制度（平成 26 年 3 月 31 日以前）の適用が考慮される場合

14 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

- Q14-1 都道府県と学校の事務分担
- Q14-2 様式の加筆・修正の可否
- Q14-3 時効
- Q14-4 処分の取消
- Q14-5 事務費交付金、奨学給付金、学び直しの過年度支出
- Q14-6 就学支援金事務により取得した情報の流用の可否
- Q14-7 各市区町村が発行する課税証明書の補足様式
- Q14-8 就学支援金の支給に係る外国人学校の指定について

※単に「法」、「令」、「規則」とあるのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則を示す。

1 対象となる高等学校等

Q1-1 同時に2つ以上の高校・課程に在学等している場合

申請者が同時に2つ以上の高校・課程に在学している場合、申請者の選択によりいずれか一つの高校・課程で就学支援金を受給する。2つ以上の高校・課程で就学支援金を同時に受給することはできない（法第3条第1項）。

なお、就学支援金の支給を受ける高等学校等に学校間連携先の授業に係る授業料を支払っており、かつ、学校間連携先等での学修が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給して差し支えない。また、定時制や通信制等の併修先であって就学支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合も同様である。

法第3条第1項

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

Q1-2 同一高校内で課程を変更する場合

在学中の高校内で課程を変更する場合（例：同じ高校の全日制課程から定時制課程へ転籍）は転学の場合と同様に受給資格の消滅手続きを行い、新たな課程で申請手続きを行う必要がある。この際、学校名や在籍期間など学校で了知している情報は学校で入力する、すでに所得判定に係る情報が提出されている場合には添付をすることを要しない等、各支給権者の判断で申請者の事務負担軽減を図ることも可能である。

Q1-3 専攻科、別科、聴講生、科目履修生

専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。

Q1-4 外国人学校を指定する際の手続き

各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもの（いわゆる外国人学校）に通う生徒に就学支援金を支給する場合は、当該外国人学校が就学支援金の支給の対象として文部科学大臣の告示で指定されている必要がある（法第2条第5号、規則第1条第2項）。

指定を受けるためには、1) 大使館を通じて、日本の高等学校に対応する外国の学校の課程

と同等の課程を有するものとして、その国の学校教育制度において位置付けられたものであることを確認できること、または、2) 国際的に実績のある、学校の評価を行う団体の認証を受けていることを確認できる必要がある（規則第1条第1項第4号）。

各種学校である外国人学校であって、現時点で指定されていない学校が上記の指定の要件を満たすこと、国際認証機関や学年編成の変更等により、就学支援金の支給対象となる学年が変わること、現時点で指定されている学校が指定の要件から外れることなどが判明した場合は、速やかに文部科学省高校修学支援室まで御連絡されたい。

なお、現在告示で指定されている外国人学校は文部科学省ホームページで公開されているため、随時最新のものを確認されたい。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm

法第2条

この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。一～四（略）

五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

規則第1条第1項第4号、同条第2項

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。一～三（略）

四 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

2 前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。

2 住所

Q2-1 「住所を有する」の解釈

就学支援金は、生徒が日本国内に住所を有することを支給要件としている（法3条）。法令に特段の定めがない場合、「住所」とは民法第22条の「人の生活の本拠」、すなわちその者の生活全般の活動の中心となる本拠を意味する（最判昭29.10.20等）。「住所を有する」とは、当該申請者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることと解して差し支えない。よって、疑義が生じた場合には、原則、住民票により確認すること。

Q2-2 外国籍の者（無国籍の者も含む）の場合の住所確認

申請者が外国籍の者の場合の住所地は出入国管理及び難民認定法に基づく在留カード、住民票、仮滞在許可書による。

Q2-3 留学生

在留カード、住民票、仮滞在許可書により、日本国内に住所を有していると認められる場合であれば、日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外在住でありながら日本の広域通信制高校等に在学している者、外国籍の者、海外からの留学生についても支給の対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが全額免

除されている者には就学支援金は支給されない)。

また、いわゆる交換留学生協定などにに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、かつ、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

Q2-4 不法滞在者

社会保障制度を外国人に適用する場合には、そのよって立つ社会連携と相互扶助の理念から、国内に適法な居住関係を有する者のみを対象者とするのが一応の原則である（最判昭53.3.30）。就学支援金は、社会全体の負担である国費で生徒の学びを支える制度であるため、不法滞在者は就学支援金の支給の対象とはならない。なお、仮放免されている場合であっても、仮放免はあくまで収容を一時的に解除する措置であり、その者が依然として不法滞在者であることに変わりはない。

Q2-5 難民申請中の者

適法に生活の本拠を構える外国人であれば、就学支援金の対象となり得る。難民申請中又は審査請求中に仮滞在が認められた場合には転入を届け出ることとされており、それにより住民票を取得できる（住民基本台帳法第30条の46）。若しくは、難民申請前に中長期（3か月以上）の在留資格により適法に在留していた場合は、在留カードが交付される。住民票または在留カードにより、日本に住所を有する者であることが確認でき、また、住民票が作成されることで個人番号も付番され、個人番号カード等の取得も可能となる。

3 高等学校等を卒業又は修了

Q3-1 外国の高等学校等を卒業または修了した者

高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公立の別を問わず就学支援金を受給することができないが（法第3条第2項第1号）、外国の高等学校は法第2条で定義される「高等学校等」に含まれないため、外国の高等学校を卒業または修了した者が就学支援金の支給の対象となる学校に入学又は編入学した場合、その他の要件を満たせば就学支援金を受給することができる。

法第2条

この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

法第3条第2項

就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者

Q3-2 高卒認定試験に合格している者

就学支援金は、高校で履修した授業の授業料に対して支給されるものであるため、受給権

者が高等学校卒業程度認定（旧大学入学資格検定）に合格していても、高等学校等を卒業又は修了していなければ支給される。

4 在学期間

Q4-1 過去の在学期間の確認

生徒の過去の高等学校等における在学期間については、自校での在学期間のみである場合、生徒側からの申告によることとして差し支えない。ただし、他校での在学期間が申告されるなど、生徒側からの申告の確証が得られない場合、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、過去に在学した学校に問い合わせたりするなどにより確認する。また、紙の書類で申請をする場合に、申請書における過去の学校の在学期間の記入欄が不足する際は、必要に応じて別紙により提出させること。

指導要録の保存年限が経過したなど、過去の在学期間を証明するものがない場合も、原則どおり本人の申告に基づき在学期間を判定する。この場合、申立書を作成してもらうことにより記録を残すとともに、意図的に不正受給を行った場合には、罰則の対象となる場合があることを周知することなどにより、虚偽の申請を抑制する方法を採ることが考えられる。

過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を提出させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

Q4-2 在学期間の通算に含まれる期間

高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月。以下同じ。）を超える者は、就学支援金を受給することができない。在学期間の通算には、平成22年4月の制度開始前に高等学校等に在学した期間も含まれる。

また、平成25年度の法改正により、平成26年度より新たに対象となった国家資格者養成施設等の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。

なお、各種学校となっている外国人学校については、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省で指定される前の在学期間は通算しない。

Q4-3 在学期間の通算に含まれない期間

在学期間の計算の特例（規則第2条）として、在学期間の通算に含まれない期間は以下のとおり。

- ① 所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学した期間（所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体的に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。）
- ② 平成22年4月前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに規則第1条第2号に掲げる専修学校一般課程及び各種学校であって国家資格者養成施設等の指定を受けているもの）以外の高等学校等を休学した期間
- ③ 平成26年4月1日前に公立高等学校等を休学した期間
- ④ 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で指定される前の各種学校となっている外国人学校における在学期間
- ⑤ 日本に住所を有しない期間（例えば、外国の高等学校から日本の高等学校に編入学する場合の海外の高等学校における在学期間）
※ このため、外国の高等学校等や在外教育施設から日本の高等学校等に編入学した場合、編入学時から最大36月就学支援金が支給される。

- ⑥ 所得制限基準に係る要件に該当する等により受給権を有していない者が休学した場合（当該休学期間が自動的に 36 月の受給期間の通算から除かれる。）

※ 就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、受給権を有したままであるため、休学し支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。

Q4-4 転学した場合の在学期間の扱い

転学したか否かにかかわらず、高等学校等に在学している期間が 36 月までの者には、就学支援金が支給される。したがって、高等学校等から他の高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36 月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。

Q4-5 長期停学中に授業料が発生していない場合

生徒が長期の停学中であり、授業料減免により授業料徴収されていない場合でも、休学と停学は学校教育法上の位置づけが異なる処分であるため、停学を休学と同様とみなして法第 8 条に基づく就学支援金の支給を停止することはできない。

よって、長期停学中に授業料減免により授業料が徴収されていない期間も、在学期間に通算する。

法第 8 条

就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

- 2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

令第 5 条（就学支援金の支給の停止）

法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

学校教育法施行規則第 26 条

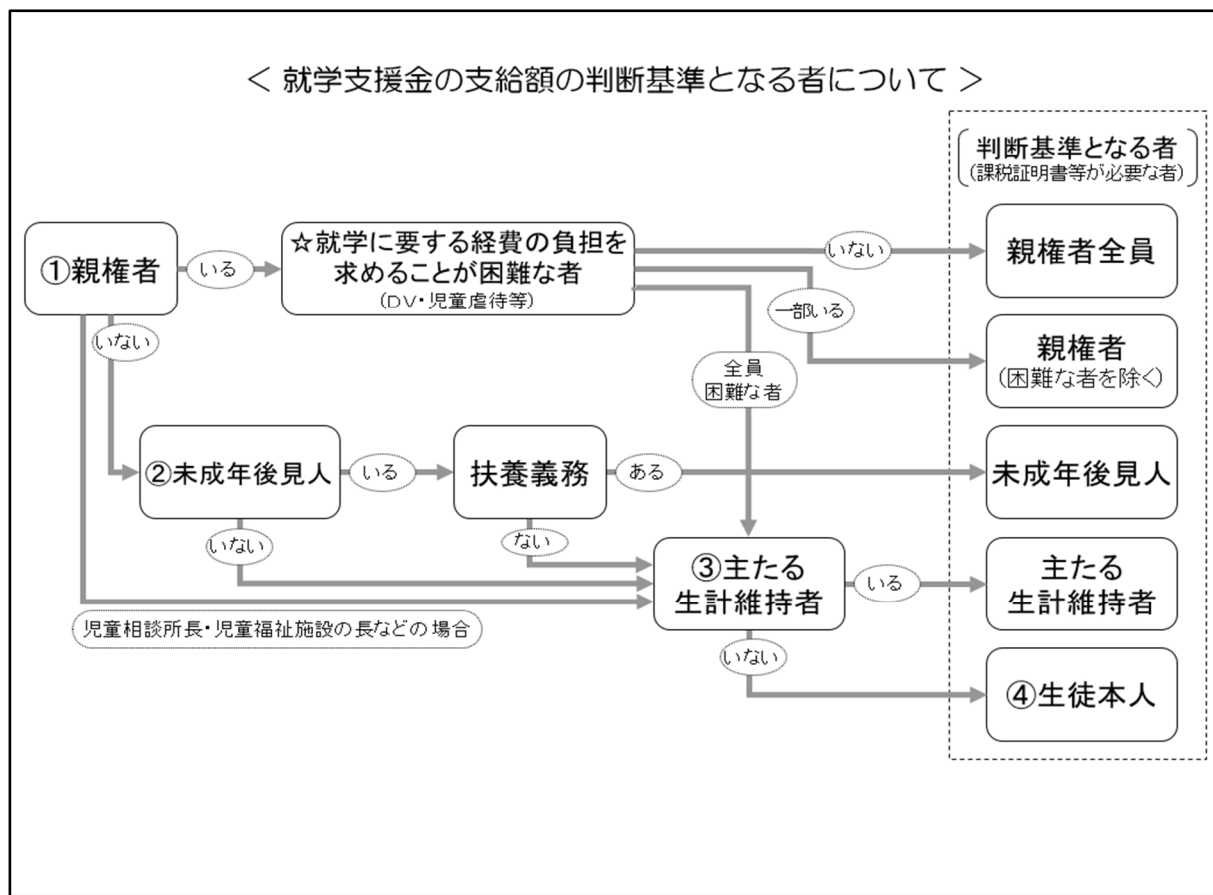
校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

学校教育法施行規則第 94 条

生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

5 所得確認



Q5-1 支給額の判断基準となる「保護者等」の判断の仕方

所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての所得判定に係る情報を提出する必要がある。保護者とは法第3条において学校教育法第16条に規定する保護者とされており、学校教育法第16条では、保護者とは、子に対して親権を行う者または親権を行う者がいない場合は未成年後見人であると規定している。就学支援金の支給額の判断基準となる保護者等は以下の順で判断する。なお、上のフローと下の番号は対応しているので、参照されたい。ただし、在学中に生徒が成人を迎えた場合については、Q5-5を参照すること。

① 親権者

親権者とは、子に対して親権を行う者であり、一義的には実父母が共同で親権を行う。離婚している場合は、どちらか一方が親権者となる。ただし、児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。

☆就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者

親権者が、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本法の適用においては、その者は保護者には含まれない。

生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められるかどうかについては、個別のケースに応じて、都道府県において柔軟に判断されたい²。判断が容易でな

² なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

い場合は、必要に応じて文部科学省高校修学支援室まで相談すること³。

② 未成年後見人

親権者がいない場合は、未成年後見人が支給額の判断基準となる。ただし、法人である未成年後見人及び民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。

③ 主たる生計維持者

生徒に保護者がいない場合には、基準となる所得は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者（主たる生計維持者）の所得となる。

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等であるが、主たる生計維持者の実態が必ずしも健康保険証上の扶養関係と一致しているとは限らないため、主たる生計維持者の確認にあたっては、生計を維持している者からの扶養誓約書（様式56）により確認することとして差し支えない。また、有効期限内の健康保険証の写しのほか、マイナンバーカードを取得していない者や、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない者に交付される資格確認書によって、扶養関係を確認することも可能である。

なお、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられている。これに伴い、有効期限内の健康保険証の写し等の提供を受ける場合、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意すること。

- ・被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

④ 生徒本人

保護者及び主たる生計維持者がいない場合は生徒本人の所得等で判断する。

この場合、生徒本人に個人番号の提出を求め、都道府県において情報連携により確認することを基本とする（生徒本人が地方住民税を課されるだけの収入を得ている場合は、マイナポータルを通じて自己情報を取得することにより確認することも可能。）。ただし、情報照会を行った結果、税額未申告により所得確認ができなかった場合は、当該者が未成年であり収入がないことを確認の上、地方住民税が課されていないものとみなして差し支えない。

³ 例えば、宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより家庭生活に大きな支障が生じ、教育機会の提供に支障が生じているような場合は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当することもあると考えられ、親権者が「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合には、その者は保護者には含まれないことを踏まえ、福祉部局等の関係機関と連携して適切に対応されたい。詳細は「「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（令和4年12月28日付初児生第29号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、同局修学支援・教材課長、総合教育政策局生涯学習推進課長通知）」及び「「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）」を参照のこと。

また、生徒本人が個人番号を提出することができない場合は、課税証明書等により確認する必要があるが、当該者が未成年であり収入がないことを確認の上、課税証明書等の添付を要しないこととして差し支えない。

Q5-2 養子縁組をしていない場合

保護者（親権者）が再婚した場合に、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しない。ただし、再婚相手が生徒の実父母である場合は、再婚相手は養子縁組等を行わずとも生徒に対して親権を有するため、当該者は、就学支援金制度における保護者に該当する。

Q5-3 親権はないが監護権がある場合

就学支援金の支給額の判断基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない（生徒が成年に達した場合の判断については、Q5-5を参照のこと）。なお、親権を行う者が「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」の場合はこの限りでない。

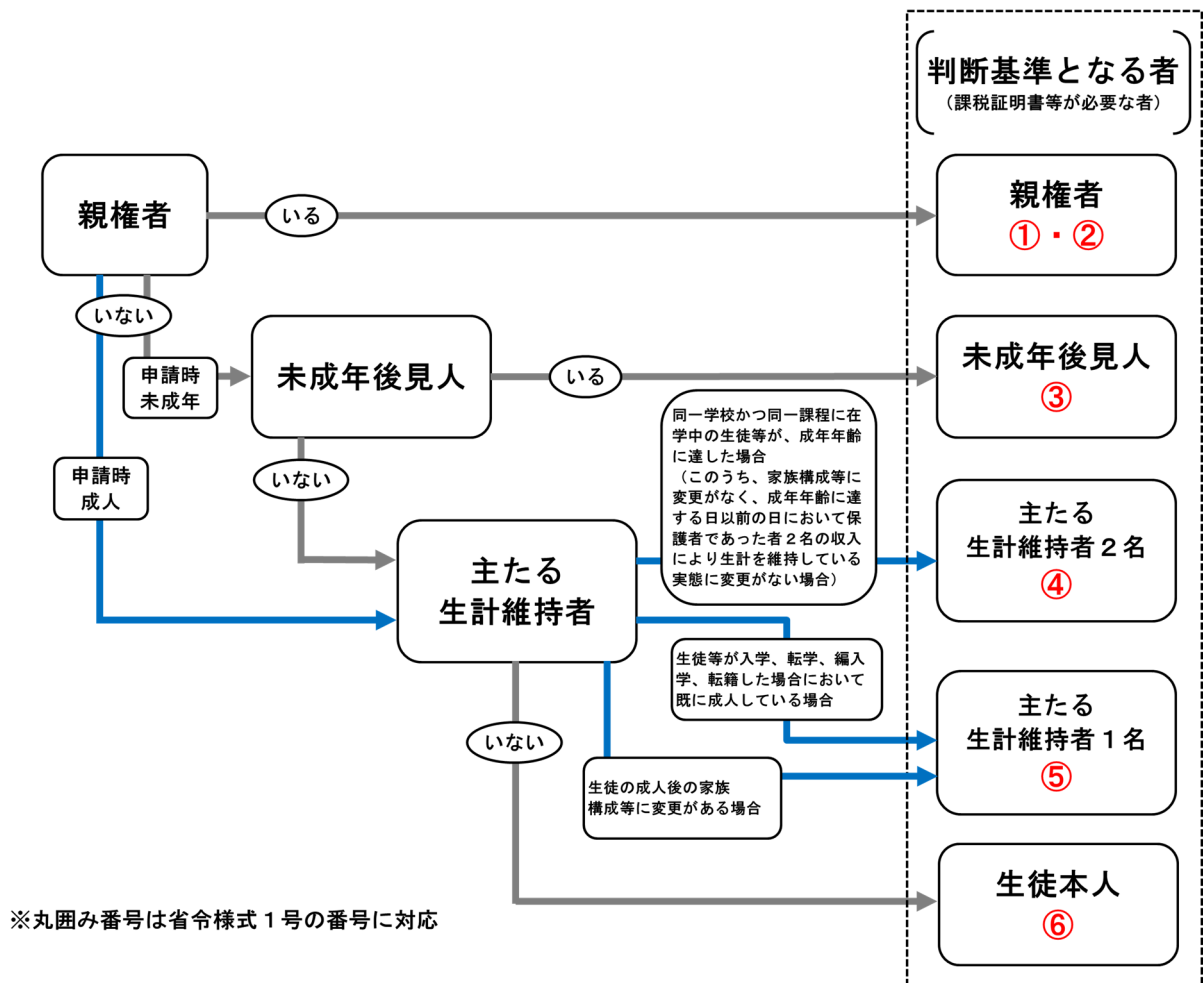
Q5-4 親権者以外の同居親族等に所得がある場合

生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。なお、内縁の場合も同様に扱う。

Q5-5 生徒が成人の場合

成人には親権者及び未成年後見人がいないため、成年に達した生徒の場合には本法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。したがって、当該生徒が扶養に入っている場合など、主たる生計維持者がいる場合は、主たる生計維持者の所得で判断し、主たる生計維持者がいない場合には、生徒本人の所得に基づいて支給する。

ただし、令和2年3月31日付文部科学省初等中等教育局通知（元文科初第1713号）にも記載の通り、成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月以降、在学中に生徒が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、世帯の収入状況において変更がないと考えることが相当であり、また、令第1条第1項第2号中「他の者」は複数名としても解釈することが可能な法令上の構成となっていることから、当該生徒が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が2名の場合は「他の者」も2名として取扱うこととする。これは、認定時と家庭の状況に変更がない限りにおいては、その在学期間中は認定時の状況で判定を行うということであり、例えば、令和4年の段階で二十歳である生徒について、既に当該生徒あるいは主たる生計維持者1名の所得により支給の判定を行っている場合には、当該所得状況のままで在学期間中の判定を行うこととなる。なお、生徒が成年に達する前に親権者であった者が、生徒が成年に達した後「主たる生計維持者」に該当しない場合（例：生徒が成年に達する前に、親権者とは別に実質的に生徒を監護している者が存在し、成年に達した後に実質的に生徒を監護していた者が生徒を扶養している場合）については、原則通り主たる生計維持者の所得で税額を判断することが適当である。この場合は、成年に達した時点で生徒から保護者等の変更に伴う所得判定に係る情報を添付した収入状況届出を学校設置者を通じて都道府県に提出することとし、届出を受領した都道府県は、生徒が他の者の収入により生計を維持している実態に基づき判断する。

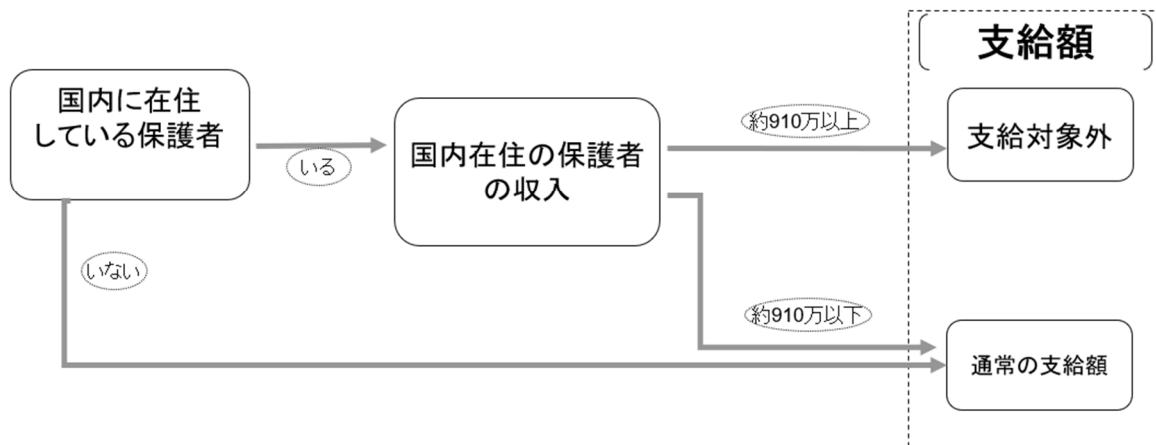


Q5-6 保護者等が国外に在住する場合

所得確認を行う保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

- ① 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）
 - 日本国内に在住している保護者等のみの課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。
 - 日本国内に在住している保護者等がいないときは、通常の支給限度額を支給。
- ② 加算支給基準該当性の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

＜ 保護者が国外に在住する場合の判定方法について ＞



Q5-7 生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合

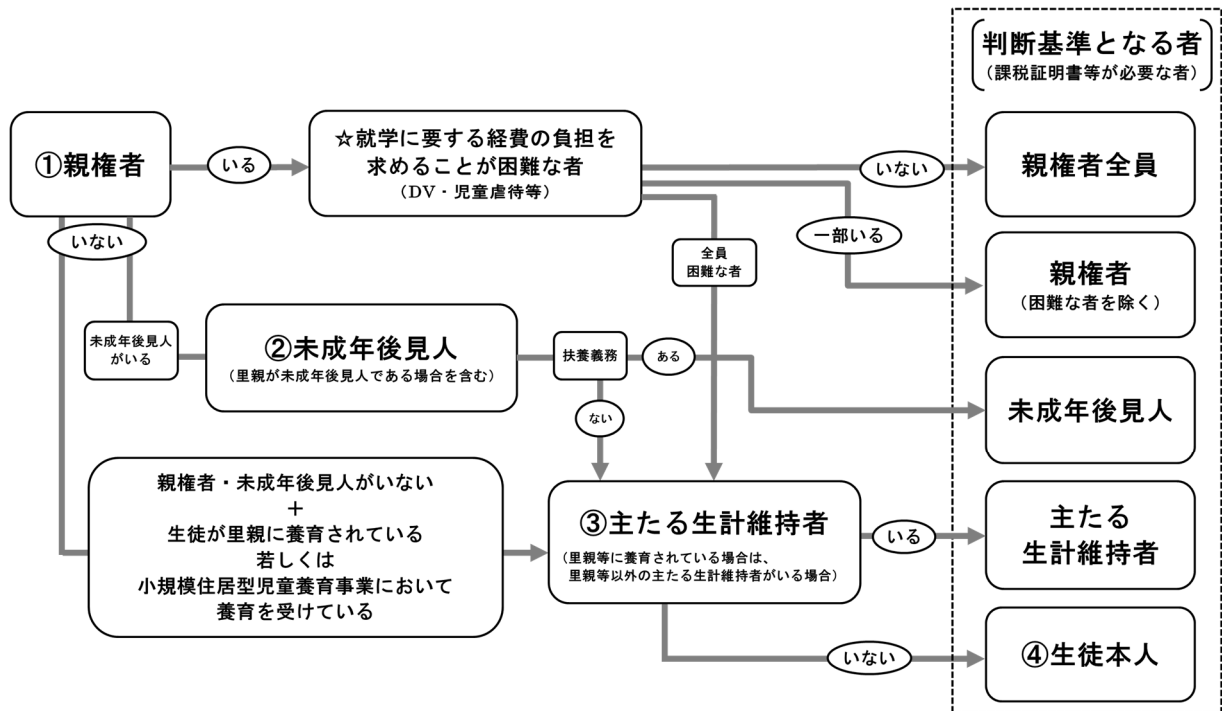
本法上の「保護者」が両親でない者の場合には、当該保護者の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、平成25年2月8日付事務連絡にある通り、里親制度が、要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、委託に要する費用及び委託後の養育について、児童の身体的、精神的及び社会的発達のために必要な生活水準を維持するための費用を都道府県が支給することとされていること等の理由から、生徒本人の所得により判断する。ただし、この場合において、里親以外に主たる生計維持者が存在する場合には当該者の所得により判断する。

なお、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の所得により判断する。

＜生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合＞



(参考) 高等学校等就学支援金の加算判定における里親の取扱いの変更等について
(平成 25 年 2 月 8 日付事務連絡) (抜粋)

記

(変更後の取扱い)

受給権者が里親に養育されている場合には、受給権者本人の税額により加算判定を行う。

ただし、親権者(受給権者の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く)がいる場合又は里親が未成年後見人(扶養義務のある者に限る)に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により加算判定を行う。

(理由)

- 里親制度は、要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の養育を委託する制度であり、委託に要する費用及び委託後の養育について、児童の身体的、精神的及び社会的発達のために必要な生活水準を維持するための費用を都道府県が支給することとされている。
- 児童福祉施設の長などと異なり、里親自身の収入状況と里子たる受給権者の生活水準に関係がないとは言えないが、一方で、里子たる受給権者の生活を主として維持しているのは、里親の収入ではなく都道府県から支弁される養育費等と考えられることなどを総合的に考慮し、受給権者の利益に資する観点から、加算判定に際しては、里親ではなく、受給権者本人の税額により判断することが適当である。
- なお、里親には、養育里親、養子縁組を希望する里親、親族里親といった種類があるが、都道府県から養育費等が支弁されていること、受給権者たる里子と生計を一にしていると考えられることに関しては異なることがなく、税法上の扶養親族に関しても里親の種類によって区別していないため、加算判定に際しては、里親の種類によって区別する必要はないと考えられる。
- また、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)において受給権者が養育を受ける場合についても、里親と同様の理由から受給権者本人の税額により加算判定を行うことが適当である。
- ただし、里親やファミリーホームの個人事業者(以下「里親等」という。)が未成年後見人(扶養義務のある者に限る)に選任されている場合は、里親等が「保護者」となるため、里親等の税額により加算判定を行う必要がある。

Q5-8 生徒及び保護者等が外国籍である場合

外国籍の生徒の親子間の法律関係は、法の適用に関する通則法（以下、通則法という。）第32条により、子の本国法が父又は母の本国法と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法に従って判断する。

○法の適用に関する通則法第32条（親子間の法律関係）

親子間の法律関係は、子の本国法が父又は母の本国法（父母の一方が死亡し、又は知れない場合にあっては、他の一方の本国法）と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による。

都道府県においては、通則法第32条に基づき、子の本国法に従い、又は子の本国法によることができない場合には子の常居所地の法に従って、親子間の法律関係を判断する（なお、日本国法による場合、民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と定められており、親権は戸籍により確認することができる）。

子の本国法が日本以外の法律による場合など、日本の戸籍により親権を確認することができない場合には、生徒や保護者等から子の本国の大使館等に依頼し、親子関係の証明書（親権の確認ができる証明書）を発行してもらい、支給権者に提出するよう依頼することが考えられる。

親子関係を証明する書類により親権が明らかである場合には、通常の手続きに準じて対応する。親子関係を証明する書類により親権について判断できない（例：出生証明のみしか確認できない、外国語であるため判断が難しい）場合や、そもそも親子関係を証明する書類が発行されない場合は、保護者等を生徒の主たる生計維持者として扱う（主たる生計維持者がいない場合、生徒本人の所得で判定する）。

なお、親子関係を証明する書類において両親が2名とされている場合など、保護者が2名いることが明らかな場合には、保護者2名両方を「主たる生計維持者」として取り扱うこと。生徒に未成年後見人がいる場合についても、上記と同様に、大使館等から証明書を発行してもらうことにより未成年後見人の確認をすることが考えられる。

○民法第818条（親権者）

成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

6 申請（一部届出と共通）

Q6-1 申請者とは

認定申請を行う者は生徒であり、就学支援金の申請は単に利益を得、義務を免れる行為であることから、未成年であっても申請に当たって保護者等の同意は必要ない。ただし、生徒が未成年の場合、申請に必要な事項を親権者等の法定代理人が入力して差し支えない。

Q6-2 申請内容等に不備・誤記がある場合の対応

提出のあった事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・都道府県職員が代わって入力・訂正するなどの対応も可能である。その際、代わって入力・訂正したことが明らかになるようにし、入力した日時、確認者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい。

Q6-3 受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合

生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない（学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）。

ただし、生徒が保護者等に資料を渡したり相談したりしていない、あるいは、就学支援金の趣旨や支援内容が正確に伝わっていないなどの理由により、申請が行われていない場合もあると考えられるため、保護者等も含めて、制度を理解した上での判断なのか、確認するよう努めること。

Q6-4 年度途中の申請

年度途中に就学支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月の初日において申請者が受給資格を満たす場合には申請をした月（月の初日に在学していない場合は翌月）から支給し、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第6条第3項）に当たると認められる場合を除いて、遡って就学支援金を支給できない。

Q6-5 個人番号カードの写し以外に保護者等の個人番号を確認できる書類

紙の書類で申請をする場合に、個人番号カードを有していない保護者等については、原則として個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により個人番号を確認することができる。

これらの添付が困難な場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの）によるほか、様式第1号（その2）により課税証明書等を添付して申請を求める。

なお、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）（以下、「デジタル手続法」という。）改正（令和2年5月25日）後は、原則として、通知カードの写しによる番号確認を行うことができない。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更すべき事由が生じておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の改正日以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しによる番号確認を行うことができる。

Q6-6 課税証明書以外の保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を明らかにできる書類

自己情報や個人番号を用いない場合に、保護者等の所得を証明する書類をどのような書類とするかは、課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等が確認できる市町村の長の証明書その他の書類について、都道府県が判断する。

＜課税証明書以外で課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等が確認できる書類＞

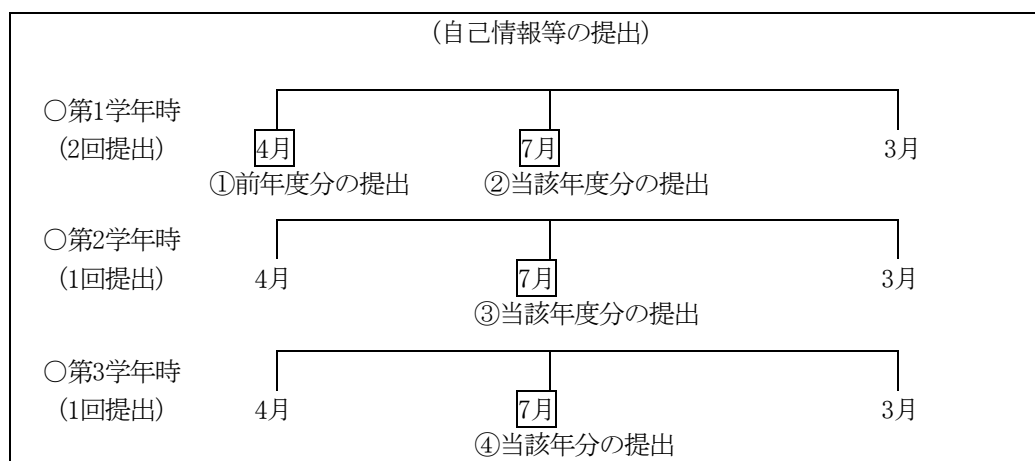
○生徒が1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点に生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、加算の対象となる。

なお、特別徴収税額の決定・変更通知書については、令和3年7月分以降の支給については原則使用しないこととする。特別徴収税額決定通知書は課税証明書と類似の書類にも関わらず、課税証明書とは異なり非課税証明としてのみ使用できるとすると、提出者である保護者の混乱が生じる可能性があるため、文部科学省として積極的な使用は推奨しない。また令和5年6月支給分までは、市町村民税所得割額が0円の場合に算定基準額を0円とみなして判定を行う運用としていたが、令和5年7月支給分以降みなし判定の運用を廃止したことにも留意すること。

また、納税通知書については、令和5年7月分以降の支給については使用しないこととする。

Q6-7 自己情報や課税証明書等の年度

個人番号ではなく、自己情報や課税証明書等を添付する場合は、4～6月分の支給については、前年度の自己情報等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の自己情報等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。自己情報等の保護者等の所得を証明する情報は通常毎年6月中に取得可能となるところ、就学支援金の支給を希望する生徒は、第1学年時の4月に前年度の自己情報等を提出し、7月～翌年6月の支給については、7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに当該年度の自己情報等を添付した収入状況届出を提出する必要がある。その後は、第2学年時及び第3学年時の7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに、当該年度の自己情報等を添付した収入状況届出を提出する。



オンライン申請システムで自己情報を提出する場合、申請日を入力すれば自動的に該当年度の自己情報が取得できる仕様となっているが、例えば7月～翌年3月分の申請を6月以前に行う場合は、申請日を7月1日に設定する必要がある点に留意すること。

紙の書類で申請をする場合、課税証明書等は原本を提出することが望ましいが、都道府県の判断により、複写としても差し支えない。

Q6-8 保護者等が税の申告をしていない場合

保護者等は税の申告を行った上で自己情報等を取得し、都道府県へ提出するものとする。個人番号により情報照会をして課税状況等が確認できない場合または課税証明書等が提出されない場合、受給資格の認定ができないまたは差止めとなるため、就学支援金は支給されない（上記 Q5-1 の地方住民税の課税状況を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の所得判定に係る情報を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

その上で、都道府県の判断により、当該生徒について、7 月末を目途として都道府県の定める提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に所得判定に係る情報を提出させることは可能。

Q6-9 自己情報又は個人番号の提出が不要となる場合

親権者、未成年後見人、または主たる生計維持者の全員が平成 27 年 10 月 5 日以降日本に住所を有したことがないため、個人番号の指定を受けていない場合（様式 1（その 1）2.

(2) ⑦) は、自己情報又は個人番号の提出は不要である（個人番号カードを有していない場合ではないことに留意）。その場合、就学支援金の基準額を支給することとなる。

また、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」（規則第 2 条第 2 項第 4 号）の自己情報又は個人番号の提出は不要であり、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。（様式 1（その 1）2. (1) ②イ、⑤、⑥)

例えば、次のケースが上記の場合に該当する。

- ・ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合

※DV・虐待等被害者が加害者の所在地に個人番号カードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、加害者が DV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わる恐れがあることから、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合には個人番号の変更や個人番号カードの再交付を行うよう説明する。また、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明する。ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定するよう、課税地の市区町村で手続を行うことを促す。なお、カード停止等手続が完了したことを確認できた際には当該フラグを解除する。

- ・失踪により接触することができない場合
- ・離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合

なお、生徒等や保護者から、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に関する相談があったときには、年度途中に相談があった場合も含めて、その都度、保護者等の取扱いの変更を検討すること。その際、これまで所得判定の対象となっていた保護者が、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると認められる場合には、例えばもう一方の親権者 1 名分の情報で再度判定を行うなど、保護者等の状況に応じて適時適切に対応すること（すでに、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」の個人番号が提出されている場合にも、当該保護者の所得を含めず判定を行って差し支えない）。

生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められるかどうかについては、個別のケースに応じて、都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でな

い場合は、必要に応じて文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

Q6-10 課税証明書等の添付が不要となる場合

課税証明書等によって所得判定を行う場合に、保護者のうち一方が控除対象配偶者又は同一生計配偶者（以下、「控除対象配偶者等」という。）となっていれば、控除対象配偶者等の分の課税証明書等の提出が不要となる場合がある。控除対象配偶者等の多くは収入が100万円以下であり、地方税法の規定により地方住民税が非課税となる。一方、所得判定対象者が控除対象配偶者等であっても、収入が100万円を超える場合には、地方住民税が課されることとなる。ただし、地方住民税が課されたとしても、最大で2,500円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、非課税証明書の提出を求める必要はない。なお、自己情報又は個人番号により所得判定を行う場合には、課税証明書等を市町村から取得することなく税情報を提出可能であることから、控除対象配偶者等についても、自己情報又は個人番号の提出が必要である。

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の者（このうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者が、控除対象配偶者となる。）

また、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者については、Q6-9に記載の通り判断した上で、該当する保護者については課税証明書等の提出は不要である。（様式1（その2）2.（2）-1②ウ、⑤、⑥又は（2）-2⑦）。

Q6-11 申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは

法第6条第3項に規定する、「やむを得ない理由」としては、被災や長期にわたる病欠、税の更正、保護者等の病気や仕事の都合（長期にわたる入院、療養、海外出張等。）、ドメスティックバイオレンス（DV）・養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。「やむを得ない理由」があったかどうかの判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。

法第9条の「正当な理由」とは、受給資格認定時における法第6条第3項に規定する「やむを得ない理由」と同様である。

上記のやむを得ない理由又は正当な理由については、就学支援金制度が教育の機会均等に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、個別のケースに応じて都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

Q6-12 個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出が遅れる場合

紙の書類で申請をする場合に、所得判定に係る書類の提出が遅れ、申請書等の提出期限間に合わない場合には、申請書のみ先に提出させ、所得判定に係る書類は後に補填することにより対応する（申請日は、申請書の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。

所得判定に係る書類の補填の期限については、各都道府県において生徒の状況を確認しつつ、適切に設定し、提出を求めること。所得判定に係る書類の補填に時間を要している場合は、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の所得判定に係る書類を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

Q6-13 個人情報の保護

就学支援金事務に伴い入手した個人情報は、個人情報保護法及び各都道府県の個人情報保護条例等の法令に基づき、適切に管理する必要がある。

特に、個人番号等の特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）をはじめとする関係法令に加え、個人情報保護委員会の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」や各都道府県において定める「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」も踏まえ、適切に管理する必要がある。

7 認定

Q7-1 調整控除額が正確に分からない場合の認定

課税証明書等を提出した者について、課税標準額が確認でき、調整控除額が不明である場合が考えられる。この場合において、調整控除額がはっきりと確認できなくとも、明らかに判定基準に基づく計算により算出される額が基準を下回ることが確認される場合には、都道府県の判断により、その者の認定行為を行うことは差し支えない。

なお、本制度において片働きの場合（共働きであるが、片方の親権者の市町村民税所得割額が0円である場合を含む。）、市町村民税の調整控除額として想定される値は「1,500円※ $\leq$ 調整控除額 $\leq$ 60,000円」になる。また、共働き世帯で両者ともに課税されている場合には算定基準額を合算して判定を行うこととなるが、この場合に市町村民税の調整控除額の合計値として想定される値は「1,500円 $\leq$ 調整控除額の合計 $\leq$ 120,000円」となる。

※正確には、市町村民税の調整控除額は0円超の値を取り得るが、調整控除額が0円から1,500円の場合、その者の所得は年収590万円未満となるため、こういった値を取ろうとも判定には影響しない。

こうした状況として、例えば、以下のような場合が考えられる。

（例1）両親の一方が働いており、「算定基準額（＝市町村民税の課税標準額 $\times$ 6%-1,500円） $<$ 154,500円」の場合

⇒加算支給の対象として認定

（例2）両親の一方が働いており、「算定基準額（＝市町村民税所得割の課税標準額 $\times$ 6%-1,500円） $<$ 304,200円であり、明らかに加算支給対象でないと判断できる場合（例えば、市町村民税の課税標準額 $\times$ 6%-1,500円 $=$ 250,000円の場合など）

⇒基準額（118,800円支給）の対象として認定

Q7-2 受給資格の有効期間

受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。また、休学中に支給停止している間も受給資格は有効である。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

Q7-3 学校が不適切な運営をしているなど在校状態に疑義が生じている場合

法第3条において、「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（括弧内省略）における就学について支給する」とされていることから、受給資格認定の際、学校運営が著しく不適切に行われているなどにより、支給対象高等学校等における生徒の在学そのものに疑義が生じている場合には、当該学校に通う生徒の受給資格認定を留保し、当該学校や都道府県において当該学校を所管する部局（構造改革特別区域法第12条に基づき株式会社の設置する学校については、同条に定める認定地方公共団体）に対し確認をすること。

また、認定後において不正等が発覚した場合には、法第11条に定める不正利得の徴収を行うなど厳正に対処されたい。

上記の取扱いについては、支給対象となる高等学校等に対し予め周知すること。

Q7-4 受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

定額の授業料を定める学校に在学していた生徒が単位制授業料を定める学校に転編入する場合に、転出県の県知事の受給資格消滅通知に履修単位数等の記載がない場合は、転入県において、就学支援金事務を処理する上で必要となる当該生徒が履修単位数について、指導要録やその他の記録等に基づいて把握し、または、教育課程表等の他の資料と併せて把握が可能であれば、それらによって受給資格の認定を行うことは問題ない。なお、特段の事情により、履修単位の把握が困難な場合には、Q13-5によって、処理することもやむをえない。

8 支給額の算定・支給

Q8-1 申請認定後、支給を開始する日

就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。

入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。ただし、条例等において、入学日を4月2日以降の日として規定している場合は、4月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が4月1日に在学しているものとみなす。」などと条例、規則、学則等において規定することにより、4月分の就学支援金を支給することは可能。

就学支援金の支給は、原則として、申請が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。（例えば、4月に入学した者が5月になって申請を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第6条第3項）に当たると認められない限り、4月分は支給されない。）

Q8-2 授業料が減額又は免除されている者

就学支援金は、授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒（いわゆる「特待生」）には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。

なお、施設整備費など授業料以外の納付金については就学支援金の支給対象としない。

Q8-3 授業料減免、奨学金と就学支援金の関係

就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とされており（法第5条第1項）、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。

ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。

また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

Q8-4 税の更正があった場合

生徒等の保護者等が市町村から発出される納税通知書等を受け、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額に変更があった場合には、納税通知書等を受領した日から15日以内（民法第140条により、初日を参入せず、翌日を1日目と数える。以下同じ。）に、受給資格認定申請書又は収入状況届出書に税の更正があった旨を添えて、高等学校等の設置者に提出していただく必要がある。

① 申請又は届出の方法

- ア 生徒等が受給資格を有していない場合：受給認定申請書等及び市町村から発出される税額の納税通知書や地方住民税額の変更が分かる通知 その他の書類（以下「納税通知書等」という。）を提出

(例)

- ・初めて受給資格の認定申請をする場合
※認定申請をし、認定／不認定の通知を受ける前に税の更正があった場合を含む
- ・過去に不認定だった又は受給資格が消滅したが、再度支給を受けようとする場合

イ 生徒等が受給資格を有している（受給権者である）場合：収入状況届出書及び納税通知書等の書面を提出

(例)

- ・受給資格が認定されている場合
※各学年の7月に収入状況届出を提出するまでの期間、及び7月に収入状況届出を提出し支給決定通知又は受給資格消滅通知を受領するまでの期間に税の更正があった場合を含む)
- ・休学に伴い支給停止となっている場合
- ・支給が一時差し止めとなっている場合
- ・高校卒業後又は受給資格消滅後に、支援金を受給していた期間の税の更正があった場合

※ 保護者等の収入状況の確認を個人番号カードの写しにより行わない場合、ア及びイの書類の他に税の更正後の課税証明書を提出する必要がある。このとき、納税通知書等を受領してから15日以内に課税証明書を入手して提出することが困難な場合には、提出可能な書類のみを先に提出し、課税証明書は入手し次第すみやかに提出するものとして差し支えない。

② 申請又は届出後の手続き

ア 税の更正により新たに受給資格を満たす、又は加算の対象となる場合

生徒等の保護者等が納税通知書等を受領した日から15日以内に、①ア又はイの方法により、認定申請又は収入状況届出を行った場合には、法第6条第3項の「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」と同様に、やむを得ない理由により当該申請又は届出をすることができなくなった日を申請日とみなして遡って支給を行うことができる。

ただし、納税通知書等を受領した日から15日を超えて受給資格の認定申請又は収入状況届出が行われた場合には、やむを得ない理由により申請等ができなくなった日を申請日とみなすことができず、書類が学校設置者に到達した日の翌月分（到達日が月の初日である場合は当該月分から）の支給となるため、注意するよう周知を図ること。

イ 税の更正により受給資格が消滅する、又は加算の対象から外れると判定された場合
就学支援金の支給を受けていた生徒等について、税の更正により、判定基準による計算によって算出される額が所得制限又は加算区分の基準額を超えることとなった場合は、当該更正の原因を問わず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額を全額返還する必要がある。

当該取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業又は退学した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業又は退学した高等学校等を経由して行うことを基本とする（ただし、退学後別の高校に再入学した場合、現に在籍している高等学校等及び退学した前籍校の双方に必要書類を提出する必要があることに留意すること）。

なお、上記取扱いは令和6年4月以降の支給事務について適用することとし、令和6年3月以前の申請又は届出については遡及して適用しない。

Q8-5 平成 22 年の制度開始前に履修した単位の計算

平成 22 年 4 月の制度開始前に履修を開始した科目（履修期間が満了しているものに限る。）の単位数についても、74 単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間 30 単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を 74 単位の計算に含めるものとする（例えば、制度開始前に 1 年間で 35 単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、 $74 - 30 = 44$ 単位ではなく、 $74 - 35 = 39$ 単位）。

Q8-6 平成 22 年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算

受給権のない生徒（①所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅、②（所得制限の要件に該当することを見越して）認定申請をしていない生徒、③収入状況届出を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている生徒）が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である 74 単位、年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74 単位の計算に含めるのは、年間 30 単位を限度とする。

Q8-7 学校外における学修の単位の計算

外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学修、技能審査の成果、学校外活動（ボランティア活動、就業体験活動等）、高等学校卒業程度認定試験の合格、高等学校の別科における学修並びに少年院における矯正教育、学校間連携などの学校外における学修について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である 74 単位及び年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算には含めない。

Q8-8 定時制・通信制の併修の場合

高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）に基づき通信制及び定時制の課程を併修しており、就学支援金の支給を受ける高等学校等に併修先の授業に係る授業料を支払っている場合、Q1-1 に記載するように、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算される単位について、就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給して差し支えない。

この際、1 単位当たりの授業料を設定しており、通信制課程で開講している単位の授業料と定時制課程で開講している単位の授業料が異なる等の場合については、単位ごとの授業料に基づいて 1 単位当たりの授業料月額や支給限度額の計算を行うこととなるが、あくまで就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給することとなるため、通信制に所属している生徒の支給限度額の上限は、通信制の生徒に対する限度額となることに留意が必要である。

Q8-9 定額制授業料と単位制授業料を併用している場合

同一課程内において、定額で徴収する授業料と単位当たりで徴収する授業料を併用している場合は、1 単位当たり授業料を定額授業料÷履修単位数+1 単位の授業料として算定すること。具体的な計算は以下のとおり。

（例）年額授業料 10 万円に加え、1 単位当たり授業料 1 万円を徴収する授業料設定の課程で年 30 単位履修する場合。

$$1 \text{ 単位当たり授業料} = 100,000 \text{ (円)} \div 30 \text{ (単位)} + 10,000 \text{ (円)}$$

Q8-10 みなし判定廃止後の非課税対象の確認

算定基準額の計算に当たり、地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者（同項第 1 号：生活扶助を受けている者、同項第 2 号：障害者・未成年者・寡婦又はひとり親（これらの者の前年の所得が 135 万円を超える場合を除く。））又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により市町村民税の所得割を課することのできない者については、算定基準額を 0 円とすることとさ

れている。地方税法に掲げるこれらの者に該当するかの確認に際して、e-Shienにおいて自己情報の取得により申請する場合や個人番号を申請フォームに入力して申請する場合は、システム内部の設定により自動で判定されるが、課税証明書等での申請やe-Shienを使用しない書面での申請の場合は、適切な確認作業を要する。

①地方税法第295条第1項各号に該当する者であるかの確認方法

○地方税法第295条第1項第1号（生活保護法の規定による生活扶助を受けている者）

→生活保護受給証明書により生活扶助を受けている事実を確認できた場合は、算定基準額を0円とする。

○地方税法第295条第1項第2号（障害者、未成年者、寡婦又はひとり親である者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。））

→課税証明書等に記載された「合計所得金額」及び「本人該当区分（控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親）」の情報を確認する。合計所得金額が135万円以下かつ本人該当区分が控除対象障害者もしくは控除対象寡婦・ひとり親に該当する場合は、算定基準額を0円とする。

また未成年者については、その者の生年月日を確認の上、未成年（18歳未満）であり、かつ合計所得金額が135万円以下である場合は算定基準額を0円とする。

②地方税法附則第3条の3第4項の規定により市町村民税の所得割を課することのできない者であるかの確認方法

課税証明書等に記載された「総所得金額等」、「控除対象配偶者の人数」、「扶養控除情報（一般）の人数」、「扶養控除情報（特定）の人数」、「扶養控除情報（老人）の人数」、「16歳未満扶養者数」の情報を確認する。

取得した情報を以下の計算式に当てはめ、要件を満たす場合は算定基準額を0円とする。なお、確認対象者が同一生計配偶者もしくは扶養親族を有しているか否かで計算式が異なる。

○確認対象者が同一生計配偶者もしくは扶養親族を有している場合

総所得金額等 ≤ 35 万円 $\times$ （同一生計配偶者の人数（※）+扶養控除情報（一般）の人数+扶養控除情報（特定）の人数+扶養控除情報（老人）の人数+16歳未満扶養者数の人数+1）+10万円+32万円

※課税証明書に記載されている配偶者控除の金額、控除対象配偶者の有無・人数などの情報から同一生計配偶者の人数を確認する。なお、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については課税証明書に記載されない場合があることに留意すること。

○同一生計配偶者もしくは扶養親族を有していない場合

総所得金額等 ≤ 35 万円+10万円

9 届出

Q9-1 申請と届出の違い

申請は、生徒等が受給資格を有していないことを前提に都道府県知事に対し受給資格の認定の申請を行うものであり（法第4条）、届出は法4条の申請に基づき受給資格を認定された受給権者が、毎年度都道府県知事の定める日までに保護者等の収入の状況に関する事項を届け出るものである（法第17条、規則第11条）。

法第4条（受給資格の認定）

前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の

都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

法第6条（就学支援金の支給）

2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

法第17条（届出）

受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあっては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

規則第11条第1項（収入の状況の届出等）

法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない。

Q9-2 年度途中で保護者等に変更があった場合

所得要件の確認を行う保護者等は、就学支援金が支給される当該月ごとの保護者等となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消等により保護者等に変更がある場合には、速やかに所得判定に係る情報を添付した収入状況届出を、都道府県に提出する必要がある（規則第11条第4項）。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の所得判定に係る情報を提出しているときは、これを改めて添付することを要しない。なお、成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月1日以降、受給権者が在学中に成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、世帯の収入状況において変更がないと考えることが相当であり、改めて収入状況届出を提出する必要はない（考え方の詳細はQ5-5を参照）。また、Q6-9に記載のとおり、年度途中で生徒や保護者から生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者に関する相談があり、保護者等に変更が生じる場合も上記手続きの対象となる（考え方の詳細はQ6-9を参照）。

この場合、保護者等の変更により、所得制限基準に該当することにより支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

また、保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる（所得制限基準に該当しなくなる）生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回ることが必要。）。

なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、所得判定に係る情報を提出することを拒否する者が生じ、そのことにより、就学支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると都道府県が判断した場合は、収入状況届出に代えて、例えば、受給権放棄の申出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させても差し支えない（それにも応じない場合には、法第18条に基づき保護者等に対し報告若しくは文書その他の物件の提出等を求めることもありうる）。

Q9-3 一時差止めについて

受給権者が、正当な理由なく、都道府県知事の定める日までに収入状況届出を提出しないときは、法第9条に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

なお、規則第11条第1項ただし書きに規定されている通り、保護者等の個人番号により認定の申請を行っている（あるいは、いずれかのタイミングで保護者等の個人番号により収入状況届出を行っている）場合には、収入状況届出を必ずしも提出する必要がないことに留意すること。

Q9-4 一時差止め期間中に収入状況届出が提出された場合の支給

支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、期限を超過して収入状況届出の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとして差し支えない。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合には遡って支給する。なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出の提出を行わなかった場合は、さらに1年間を基本とし、支払を一時差し止める。一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）が、収入状況届出の提出を行ったところ、所得制限基準額以上であった場合は、7月（当該届出が1～6月であった場合は前年7月）に遡り受給資格が消滅する。

7月に収入状況届出を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の6月を迎えるまでに復学して支給再開申出と所得判定に係る情報を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

10 受給権放棄

Q10-1 受給権放棄の手続き

就学支援金の受給権は、申請に基づき認定され付与される権利であるため、就学支援金を受給する権利を放棄することも受給権者であれば可能と解される。例えば、年度の途中で何らかの理由で就学支援金の受給を辞退すること等が考えられる。この場合は、生徒本人から受給権放棄の意思表示がされた後、受給権放棄の手続きをした時点で受給資格が消滅する。

なお、オンライン申請システムにおいては、申請又は届出に併せて受給権放棄の意思確認をすることが可能である。

Q10-2 受給権放棄後に再度申請があった場合

受給権を放棄したため、受給資格が消滅した生徒が、改めて法第4条に基づく申請を行うことも可能である。受給資格が認定された場合は、申請した日の属する月からの支給となる。

11 代理受領

Q11-1 転学の際の代理受領

月の途中で生徒が転学した場合、その月の初日に在籍していた学校の設置者が就学支援金を代理受領する。なお、月の途中で他の高等学校等に転学等をした生徒については、転学等をした後の高等学校等においては同月分の就学支援金は支給されないため、同一の都道府県立の高等学校等の場合は、転学元の高等学校等で授業料を課し、転学等をした後の高等学校等において同月分の授業料を徴収しないこととすることが望ましい。

Q11-2 学校における会計処理

代理受領した就学支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、就学支援金に係る

原資等を都道府県から受け入れた場合には、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた就学支援金のうち確定した就学支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。

なお、参考までに、就学支援金を収納した場合の仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、授業料から就学支援金相当額を差し引いた額をあらかじめ生徒から収納し、かつ、就学支援金を都道府県から受け入れた場合】

○就学支援金3月分が、都道府県から学校法人に入金されたとき
就学支援金3月分全額について、「預り金」で処理
(借) 現金預金××××× (貸) 預り金受入収入×××××

○授業料の納付期限が到来したとき
生徒からの入金分を「授業料」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分を「授業料」に振り替え
(借) 現金預金××××× (貸) 授業料収入注(1)×××××
預り金支払支出××××× 授業料収入注(2)×××××

注(1) 授業料から就学支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額

注(2) 就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分の額

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、就学支援金を都道府県から受け入れる前に、生徒から授業料全額をあらかじめ収納する場合】

○生徒から授業料全額を収納したとき
(借) 現金預金××××× (貸) 授業料収入×××××

○就学支援金3月分が都道府県から学校法人に入金されたとき
就学支援金3月分全額について「預り金」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち生徒への還付相当額を「現金預金」に振り替え
(借) 現金預金××××× (貸) 預り金受入収入×××××

預り金支払支出××××× 現金預金×××××

学校設置者が預り金として就学支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、就学支援金を預金することにより利息収入が生じないように、就学支援金のための当座預金口座等により管理を行うことが望ましい（なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能）。

12 休学

Q12-1 受給権者が支給停止の申出を行っていない場合

生徒の休学に際して、受給権者が支給停止の申出を行っていない場合は、休学期間分も、支給要件における在学期間（上限36月）に算定される。

Q12-2 生徒が入学と同時に休学する場合

生徒が入学と同時に休学し、休学期間は就学支援金の受給を希望しない場合は、入学時には申請を提出させず、休学から復学する際に、申請を提出させること。

Q12-3 復学前に支給再開の申出があった場合

復学前であっても支給再開の申出を行うことはできる。この場合、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出の提出があった日の属する月の翌月分から、就学支援金の支給

を受けることができる。

Q12-4 復学日までに支給再開の申出がない場合

復学日の属する月までに支給再開申出が提出されない場合は、復学日の翌月分から（復学日が月の初日である場合は当該月分から）、支払の一時差止めを行うこととなる。ただし、復学日が月の末日であるなど、復学後その属する月内に支給再開申出を提出することが困難と認められる場合は、復学後速やかに当該申出の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

なお、支給停止されている者であって、復学時に所得制限基準に該当することを理由に支給再開申出の提出を拒否する者に対しては、受給権の放棄の手続を行うことにより、受給資格を消滅させる方法も考えられる。

13 転学

Q13-1 転出入する場合の支援金の算出方法

＜転学の場合における転学後の支給期間（一般ルール）＞	
i) 全日制高校等の場合	→「36月から高等学校等に在学した月数（支給停止期間を除く。以下同じ。）除いた月数」とする。
ii) 定時制課程等の場合	→「48月から高等学校等に在学した月数を除いた月数」とする。
iii) 全日制高校等から定時制課程等に転入した場合	→「48月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数」とする。
iv) 定時制課程等から全日制高校等に転入した場合	→「36月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
v) 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合	→「48月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74単位から過去に履修した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限」とする。
vi) 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合	→過去に取得した単位数に関係なく「36月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
v) 全日制高校等と定時制課程等の間を複数回転出入している場合	
a. 全日制高校等に転入する場合	→ $36\text{月} - (\text{全日制等月数} + \text{定時制等月数} \times 3/4)$ （端数切捨て）
b. 定時制課程等に転入する場合	→ $48\text{月} - (\text{全日制等月数} \times 4/3 + \text{定時制等月数})$ （端数切捨て）

上記一般ルールに基づき、以下のとおりとする。

学年制から単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）に転入

(例) 全日制（学年制）高校を1年次の12月在籍、32単位履修で転出、定時制（単位制）高校に転入
①転入後の支給期間（一般ルール）
残支給期間：48月－12月×4/3＝32月以内で支給
②転入後の支給額（単位ごとに授業料を徴収する場合のルール）
(74－32)＝42単位まで支給可能
※年間の登録上限は30単位。ただし、学年制在籍時の履修単位数には30単位の年間上限を適用させない。

単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）から学年制に転入

(例) 定時制（単位制）高校を19月在籍、登録単位35単位（1年目：20、2年目：15）で転出し、全日制（学年制）高校に転入
※登録単位数によらず、既支給期間に基づき残りの支給期間を算出する
①転入後の支給期間（一般ルール）
残支給期間：36月－19月×3/4＝22月まで支給可能
②転入後の支給額
月額（9,900円（全日制の1月あたりの授業料額））×22月

Q13-2 年度途中で単位制授業料の高校に転入した場合

(例) ある生徒が、A校において、12月の履修期間で当該年度に25単位を登録し、4月から10月までの7月間在学した（ただし、当該単位に係る科目の履修は修了していない）。その後、当該生徒がB校に
--

入学し、当該年度に10単位を登録の上11月から3月までの5月間在学した。

①A校での履修を承継してB校に入学した場合

○1単位当たりの支給限度額を除く月数は、A校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B校で登録した単位数とする。

B校での1月あたりの支給限度額：4,812円÷12月×10単位

○A校からB校への移動の際に承継しなかった15単位は、履修期間が満了しなかったことになるため、3年間の合計で74単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

②A校での履修を承継せずB校に入学した場合

○1単位当たりの支給限度額を除く月数は、B校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B校で登録した単位数とする。

B校での1月あたりの支給限度額：4,812円÷5月×10単位

○A校で登録した25単位分は、B校への入学の際に承継せず履修期間が満了しなかったことになるため、3年間の合計で74単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

※履修期間満了の考え方が休学时と異なるので注意（Q13-3参照）

Q13-3 年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位

(例) ある通信制高校において、履修期間の2/3の履修（出席）を満たし且つ期末試験に合格すれば単位が取得できる場合、履修期間12月、2単位の科目について、生徒Aは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格したため単位を修得し、生徒Bは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格しなかったため単位を修得できなかった。

この場合、生徒Aと生徒B共に残支給期間と残支給単位数は、以下のとおりとなる。

①支給停止手続を行った場合

○残支給期間：支給停止手続を行った翌月から支給期間が停止する。

48月－8月＝40月

※休学中の履修期間（4月）分は支給しない。

○残支給単位数：休学（支給停止）期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74単位－2単位＝72単位

②支給停止手続を行わなかった場合

○残支給期間：すべての履修期間を支給期間の上限に含める。

48月－12月＝36月

※休学中の履修期間（4月）分も支給する。

○残支給単位数：休学期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74単位－2単位＝72単位

※履修期間満了の考え方が退学时と異なるので注意（Q13-2参照）

Q13-4 単位修得のない専修学校における履修の単位換算

単位修得のない専修学校高等課程における履修を単位数に換算する場合は、専修学校設置基準第23条第2項において、一単位当たりの授業時数は、35単位時間をもって1単位とすることと規定されていることから、以下のとおり算定する。

(例) 前籍校（高等専修学校）において800単位時間の授業を受け、その後、単位制高校に転入する場合の残支給単位数

74単位－（800単位時間÷35単位時間）＝51単位（端数切捨て）

Q13-5 前籍校での履修単位数が確認できない場合

前籍校での履修単位数の確認については、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、前籍校に問い合わせたりするなどにより確認する。前籍校が、各種書類や学校教育法施行規則第28条第2項における保存期間5年が経過した後に指導要録等を破棄するなど何

らかの理由により、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36 月、定時制課程等：48 月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。

（例）前籍校（定時制）に12月在籍し（既履修単位数は確認できず）、新たに通信制高校に入学する場合の残支給単位数

$74\text{単位} - 74\text{単位} \times 12/48\text{月} = 55\text{単位}$ （端数切捨て）

Q13-6 旧制度（平成 26 年 3 月 31 日以前）の適用が考慮される場合

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）（以下「改正法」という。）により、公立高等学校の不徴収制度が廃止され、平成 26 年 4 月 1 日以降、高等学校等に入学した生徒に高等学校等就学支援金に一元化された現行制度が適用されている。このとき改正法附則第 2 条各項の規定により、原則として、平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用されることとなっている（令和 2 年 4 月以降の支給限度額の加算額の引上げ後も取扱いは変わらない）が、平成 26 年 4 月 1 日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成 26 年 4 月 1 日以降に再入学する際には、現行制度が適用される。このとき、現行制度適用者に係る就学支援金の支給期間には、過去に高等学校等（国公立の別を問わない）に在学していた期間が算入される。

※「転学」や「それに類する退学・編入学」（例：3 月 31 日退学、4 月 1 日編入学）については「引き続き高校等に在学する者」に含まれるが、退学後に高校等の 1 学年 4 月から再入学する場合には「引き続き」在学するものに原則含まれない。「転学」に類する退学・編入学に当たるかどうかについては、実施主体の都道府県で最終的に判断可能。高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」に含むものとする。

※編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間（2・3 日、1～2 週間など）が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」していると認められるときは、旧制度の対象者とする。

14 その他

Q14-1 都道府県と学校の事務分担

就学支援金の支給を決定するのは都道府県であるが、保護者等の所得判定に係る情報の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。

都道府県は、生徒から申請または収入状況届出の提出を受け、受給資格（第一章 2（2）～（5）を認定し、支給額（第一章 2（6）、（7）、（9））を算定する。

具体的には、都道府県は、学校設置者から提出された申請情報に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、受給資格や所得の確認事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する。

Q14-2 様式の加筆・修正の可否

省令に規定されている様式（様式 1、20、24）は、内容・趣旨が大きく損なわれない限り、各都道府県の判断において加筆・修正が可能である。例えば、下線を引く、フォントを変更する、申請書・届出書に意向確認のチェックボックスを設ける等は可能である。一方、

罰則規定に関するチェックボックスと一つにまとめる、当該記載を申請書の後方に移動する等はできない。

上記以外の任意様式は、各都道府県の判断で加筆・修正や削除・統合が可能であるが、各様式の法的位置づけは明確にされている必要がある。例えば、一時差止め通知の「一時差止め」という表現を、他の表現に変更する余地はあるが、その場合に法第9条に基づくものであることは明示することが望ましい。また、例えば法的位置づけが全く異なる「受給資格消滅」という表現に変更することは受給権者に誤解を招くことから不適切である。いずれにせよ、通知の相手方に処分の内容、法的根拠が誤解なく伝わるものであることが必要である。

Q14-3 時効

都道府県と生徒等の間において、就学支援金が過大又は過少に支給された場合や、支払うべき支援金を支払っていないかった、又は誤って支払った等の場合の就学支援金にかかる金銭債権の時効に関しては、地方自治法等に基づき5年の消滅時効にかかる。時効の起算点は、「権利を行使することができる時」となる。（地方自治法第236条第1項、会計法第30条、民法第166条第1項）

具体的には、就学支援金の受給資格の認定・不認定や、年度末に支給額が確定する（額の確定）といった行政行為がある場合については、原則として、行政行為の取消後、新たな請求の期限が設定されることとなる。このとき、行政行為の取消の時効は金銭債権と同様5年と解釈（※）されている。また、行政行為によらない誤払い・過払い等については、生徒等（学校）が支給を受けた時が返還請求権の起算点となる。時効の起算点の考え方等については、必要に応じて高校修学支援室に相談すること。

なお、本来受給資格が認定されるべきであったが認定されず、就学支援金の支給が受けられなかった場合については、支給の開始時期について法第6条第2項及び第3項の適用を受ける。上記に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

都道府県と国との間で就学支援金交付金が過大若しくは過小に支払われた場合の請求権の時効は5年の消滅時効にかかる。時効の起算点は、「権利を行使することができる時」となる（会計法第30条）。

都道府県が就学支援金交付金の追加支給を国に求める場合又は返還を国に申し出る場合に、国は都道府県に対する交付金の額の確定を取り消し、再度、額の確定を行うこととなる。行政行為である額の確定の取消の時効は5年と解釈（※）されているため、交付金の額の確定の取消ははじめの額の確定から5年間できることとなる。このため、都道府県において取消が必要な事由が判明した場合には、支給年度分のはじめの額の確定から5年以内にその旨を文部科学省に報告する必要がある。都道府県が交付金の追加支給を国に求める場合又は返還を国に申し出る場合の手続に当たっては、原則として実績報告書及び顛末書等を提出すること。なお、過年度案件の報告・提出は、原則として定例の照会時に行っていただくこととなるが、定例の照会時期を待っている間は消滅時効にかかってしまう案件に限っては、照会期間外であっても受け付けることとする。照会期間外の報告・提出を行う場合は、事前に高校修学支援室に相談すること。

※この行政行為の取消を消滅時効よりも長くできるとすると法的安定性を損なうこととなるため、行政行為の取消については、金銭債権と同様5年間できると解釈されている。

○地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2（略）

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4（略）

○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第30条

金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

○民法第166条（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行行使することができる時から十年間行使しないとき。

2・3 （略）

Q14-4 処分の取消

受給資格の認定あるいは不認定の処分を行った後に、処分の成立上の瑕疵が判明した場合、各都道府県が当該処分を取り消すこと。取り消しの効果は原則処分成立時まで遡及する。ただし、取消により生徒等に不利益が生じる場合については、個別のケースに応じて都道府県において判断すること。なお、職権による取消は適法性・合目的性の回復を目的としているため、法令の根拠は不要である（最判昭43.11.7等）。

例えば、具体的には、本来は受給資格があるにも係わらず審査上の瑕疵により、受給資格が不認定となった場合や、高校既卒者であることを隠して違法に申請を行い、受給資格認定された場合など認定処分の根拠となる情報に誤りがあった場合が考えられる。

Q14-5 事務費交付金、奨学給付金、学び直しの過年度支出

過年度支出は、会計年度独立の原則の特例であり、法律に根拠がある場合または国が債務を負っている場合にのみ認められる。就学支援金は、法律に基づく補助であり、また、法第6条第3項のやむを得ない理由により申請ができなかった場合、遡及して申請できる旨が明示されているため、過年度支出を行うことができる。

高等学校等就学支援金事務費交付金、高校生等奨学給付金、学び直し支援事業は、法律に基づく補助ではなく、予算補助事業であるため、過年度支出を行うことはできない。

なお、国が債務を負っている場合とは、国が債務を負担し、当該年度中に支払いを行うものについて、国が負担した債務に対する支払いの請求が翌年度以降に至ってなされた場合等をいう。

Q14-6 就学支援金事務により取得した情報の流用の可否

就学支援金事務により取得した特定個人情報や個人番号により照会した税情報等を、例えば、都道府県事業の事務において流用することは、個人番号取扱いに係る各種の規定に基づき、行うことはできないが、税情報等そのものではなく、就学支援金の支給の判定結果（判定に用いる算定基準額を含む。）については、他の事業において流用することとして差し支えない。また、申請者が自己情報を提出した場合は、その税情報等を他の事業において流用することが可能である。ただし、これらの流用を行う場合においては、当該情報を他の修学支援事業等に利用することについて、保護者等から予め同意を得るなど、各都道府県の個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に取扱う必要がある。

Q14-7 各市区町村が発行する課税証明書の補足様式

就学支援金における所得要件の確認は、個人番号によらず課税証明書により行われることも考えられるが、この際、調整控除額等が記載されていない場合には、各市区町村が発行する「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面により補足することとされている。これら補足を行う書面については、書面の真正性の確保の観点から、公印がある書面が望ましいが、これにより難しい場合は、少なくとも当該書面に担当部局課名を明記した上で、各市区町村によって発行されたことが分かる書面（例えば、レターヘッ

ド付き用紙や偽造・改ざん防止処理を施した用紙等に印刷したもの等) によることが望ましい。

Q14-8 就学支援金の支給に係る外国人学校の指定について

規則第1条第1項第4号イ又はロに基づき、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校として、高等学校等就学支援金の支給対象に指定を受けたい場合には、

- ・規定イに基づく場合は、当該学校が日本の高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものであることの各国大使館等の証明を、
- ・また、規定ロに基づく場合は、当該学校が取得している文部科学大臣が指定する団体の認定証を、

申請に係るその他の書類と共に文部科学省に提出することとなる。指定の手続きの詳細については、文部科学省に相談すること。学校の指定については、官報に掲載される告示による指定となり、相応の期間が必要となるため、各支給権者（所轄庁）においては、当該申請を希望する学校法人及び各種学校から相談があった場合には、速やかに文部科学省に相談いただきたい。

第Ⅳ部 関係法令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平成二十二年法律第十八号)

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 高等学校等就学支援金の支給（第三条—第十五条）

第三章 雑則（第十六条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

第二章 高等学校等就学支援金の支給

（受給資格）

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

- 2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
 - 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者
- 3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

（受給資格の認定）

第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（就学支援金の額）

第五条 就学支援金は、前条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあつては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。）に相当する額（その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額（以下この項において「支給限度額」という。）を超える場合にあつては、支給限度額）とする。

- 2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。
- 3 第一項の支給限度額は、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(就学支援金の支給)

第六条 都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）

は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

- 2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給権者がやむを得ない理由により第四条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(代理受領等)

第七条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(就学支援金の支給の停止等)

第八条 就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

- 2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

(支払の一時差止め)

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(支払の調整)

第十条 就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず、就学支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払は、その後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における当該超過額の支払についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十三条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項から第三項まで、第七条、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を」とあるのは「長を」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあるのは「文部科学大臣」と、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項及び第三項中「設置者に」とあるのは「長に」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「文部科学大臣」と、「代わつて就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を国の有する」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があつたものとみなす」と、第八条第一項中「設置者を」とあるのは「長を」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」とする。

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあり、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定

教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)」とあり、並びに第八条第一項及び第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

- 3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第七条及び第八条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあっては、教育委員会」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「都道府県知事」と、「代わって就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を当該都道府県の」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす」と、同項中「支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

- 2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

第三章 雑則

第十六条 削除

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあっては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の区分)

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一

項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（文部科学省令への委任）

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

（罰則）

第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

- 2 第十八条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 （平成二五年一二月四日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の日前から引き続き高等学校等（この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次項において「旧法」という。）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校（同条第二項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(参考) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年六月一七日法律第六八号）による改正

（下記改正は、令和七年六月一日に施行）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 新旧対照条文（高等学校等就学支援金の支給に関する法律関係箇所抜粋）	
改正後	改正前
（罰則） 第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。 2・3 （略）	（罰則） 第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。 2・3 （略）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(平成二十二年政令第百十二号)

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項、第四条第三項、第六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項並びに第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 法第三条第一項に規定する者（以下この条において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この条及び第四条第二項において「算定基準額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。）が三十万四千二百円以上である者とする。

一 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「就学支援金支給年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号及び第四条第二項において同じ。）に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長

期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額

二 就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の六の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち、特例受給資格者（就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由として文部科学省令で定めるもの（以下この項において「特例事由」という。）に該当する場合であつて、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が一年間

において得ると見込まれる収入の額その他の事情に基づいて算定基準額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定した額（当該生徒等の保護者等が二人以上いるときは、特例事由に該当する保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の算定基準額を合算した額）が十五万四千五百円未満である生徒等をいう。第四条第二項において同じ。）であるものは、法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする。

（高等学校等に在学した期間の計算の特例）

第二条 法第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

- 一 その初日において在学していた高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）が高等学校定時制課程等（高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校の課程に類する課程であって、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）をいう。次号において同じ。）のみであった月
- 二 その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の高等学校等であった月（当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高等学校等（法第五条第一項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）であった月に限る。）

2 法第三条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とする。

（支給限度額）

第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 高等学校等（次号から第六号までに掲げるものを除く。） 九千九百円
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程（第五号に掲げるものを除く。） 九千六百円
- 三 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程（第五号に掲げるものを除く。） 二千七百円
- 四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程（次号に掲げるものを除く。） 五百二十円
- 五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月

に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円

(支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号及び次項第三号において同じ。）以外の者の設置する高等学校等
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。次項第三号において同じ。）
- 三 地方公共団体の設置する専修学校

2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、算定基準額が十五万四千五百円未満である受給権者（保護者等が市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者に限る。以下この項において同じ。）又は特例受給資格者である受給権者とし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校等に在学する者（次号及び第三号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての同条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の三分の七に相当する額を加えた額
 - 二 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校等の通信制の課程に在学する者 当該受給権者の支給対象高等学校等についての同条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額
 - 三 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校に在学する者 前条第一号に定める額に九千六百五十円を加えた額
- (就学支援金の支給の停止)

第五条 法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

2 就学支援金は、法第八条第一項の規定による申出をした受給権者については、前項に規定する場合に該当する旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一二月一六日政令第三九六号）

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年七月二五日政令第二〇〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年三月二九日政令第九九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項の規定は、平成二十五年四月以後の月に係る私立高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三項に規定する私立高等学校等をいう。以下同じ。）に在学した期間の計算について適用し、同年三月以前の月に係る私立高等学校等に在学した期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新令第三条の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年三月三一日政令第一二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一一月二四日政令第三五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年一二月八日政令第三〇一号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第一条第二項及び第四条第二項の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について

適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年三月三〇日政令第八九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第一条第二項の規定は、令和二年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。
- 3 新令第四条第二項の規定は、令和二年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。この場合において、同年四月分から六月分までの高等学校等就学支援金の支給に係る同項の規定の適用については、同項中「算定基準額が十五万四千五百円」とあるのは「保護者等の令和元年度分の道府県民税所得割（地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額と市町村民税所得割（同法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額とを合算した額が二十五万七千五百円」と、「市町村民税」とあるのは「道府県民税及び市町村民税」と、「同条第二項」とあるのは「法第五条第二項」とする。

附 則 （令和四年六月二二日政令第二二七号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和四年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第一条第二項の規定は、令和四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年三月三〇日政令第一〇三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第一条第三項及び第四条第二項の規定は、令和五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

(平成二十二年文部科学省令第十三号)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項第五号、第五条、第六条第一項、第七条第四項、第九条第一項及び第十九条並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第三条第三号及び第四条第二項第一号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

(専修学校及び各種学校)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 専修学校の高等課程

二 専修学校の一般課程であって、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護師養成所

ロ 調理師法（昭和三十三年法律第四百四十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設

ハ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設

三 各種学校であって、前号イからハまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの

四 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるものの

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

2 前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。

3 法第二条第五号の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科とする。

(在学期間の計算の特例等)

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることのできた月を除く。）
- 二 法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。次号及び第四号において同じ。）
- 三 法の施行前に生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する生徒等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに前条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間
- 四 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）の施行前に生徒等が公立高等学校等を休学していた期間

2 令第一条第一項第一号の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長
- 二 児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- 四 前三号に掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

3 令第一条第三項の文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、保護者等が自己の責めに帰することのできない理由により離職し、現に雇用され、又は任用されていないこと。
- 三 保護者等が事業を行う個人又は法人（一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。次号において同じ。）の代表である場合であって、当該保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため事業を営むことができないこと。
- 四 前号に掲げるもののほか、保護者等が事業を行う個人又は法人の代表である場合であって、当該保護者等が自己の責めに帰することのできない理由によりその営む事業を廃止し、

現に事業を営んでいないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由

4 令第一条第三項の文部科学省令で定める方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 就学支援金が支給される月が、特例事由（令第一条第三項に規定する特例事由をいう。以下同じ。）が生じた日が属する月の翌月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、当該月。以下この号において同じ。）以後三月以内である場合 特例事由が生じた日が属する月の翌月以後三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額（令第一条第二項に規定する算定基準額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額

二 第八条第一項に規定する特例受給権者として初めて就学支援金の支給を受けるとき（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する六月（当該期間に特例事由が生じた日が属する月が含まれる場合は、その月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、その前月）以前の期間を除く。）の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

5 令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和三十五年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第三項並びに第十一条第八項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給資格者（令第一条第三項に規定する特例受給資格者をいう。以下同じ。）が法第四条に規定する認定の申請を行う場合は、特例受給資格者が、様式第一号の二による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、当該特例受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、第二号及び第三号に掲げる書類を申請書に添付することができないときは、当該書類は、都道府県知事が法第四条に規定する認定をする日の前日までに提出すれば足りるものとする。

一 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等

二 特例事由の基礎となる事実を証明する書類

三 前条第四項各号に掲げる収入を証明する書類

3 都道府県知事は、法第四条に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

4 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）は、氏名を変更したときは、その旨を支給対象高等学校等（同項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

（受給事由消滅の届出及び通知）

第四条 支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が高等学校等に通算して三十六月 在学した上で高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し若しくは修了した者又は高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者となったときを除く。）は、その旨を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったとき（当該届出が法第三条第二項第一号に該当する者となった受給権者に係るものであるときを除く。）は、その旨を当該届出に係る受給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

（授業料の月額等）

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 二月以上の期間を通じて授業料の額を定める支給対象高等学校等 当該期間における授業料の額を当該期間の月数で除した額

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）に限る。） 受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目（以下この号及び第七条第二項において「履修科目」という。）のうちの各科目の一単位当たりの授業

料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

- 2 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより授業料の月額から減免に係る額を控除した額は、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、前項各号に定めるところにより算定した額をいう。）から、当該授業料の月額に係る減免額（授業料の減免額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を控除した額とする。

（授業料の額の提出等）

第六条 支給対象高等学校等の設置者は、学則その他の当該支給対象高等学校等の授業料の額を証明する書類の写しを都道府県知事に提出しなければならない。当該授業料の額を変更したときも、同様とする。

- 2 支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者について、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）

第七条 令第三条第五号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

- 2 令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあっては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校 四千八百十二円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程 千七百四十円

三 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程 三百三十六円

- 3 前項の額を算定するに当たっては、前項の算定を行う月（以下この項及び次項において「算定月」という。）の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数及び算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該を超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

- 4 第二項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科

目であって当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であった高等学校等において履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

（就学支援金の額の通知）

第八条 都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したとき並びに特例受給資格者である受給権者（次に掲げる者を除き、以下「特例受給権者」という。）に対して一月に就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

一 算定基準額が十五万四千五百円未満である者

二 第十一条第二項の規定による届出をした日が属する月の就学支援金の額が令第三条の規定による額を超えない者であって、算定基準額が十五万四千五百円以上三十万四千二百円未満であるもの

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるとき又は受給権者が特例受給権者でなくなった場合で引き続き受給権者であるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

（就学支援金の支払の時期）

第九条 就学支援金の支払の時期は、都道府県知事が定めるところによる。

（就学支援金の支給の停止）

第十条 法第八条第一項の規定による申出は、受給権者が、様式第二号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等（様式第一号又は様式第一号の二による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）（特例受給権者にあつては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書（特例受給権者にあつては、当該申出書並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）

のみを提出すれば足りる。

- 3 都道府県知事は、法第八条第一項の規定による申出により就学支援金の支給を停止したとき又は前項の申出に基づき就学支援金の支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、支給対象高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

(収入の状況の届出等)

第十一条 法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者が行う法第十七条に規定する届出は、毎年二回、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等（この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、これを除く。以下この条において同じ。）並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。
- 3 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、法第十七条に規定する届出は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により行うものとする。
- 4 第一項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等（特例受給権者にあっては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 第一項の規定にかかわらず、特例受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、特例受給資格者に該当しないこととなったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 受給権者であって特例受給資格者でないものが特例受給資格者となったときは、当該受給権者は、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することができる。この場合において同項第二号及び第三号に掲げる書類を提出できないときは、当該書類は、都道府県知事が第八条第二項に規定する通知をする日の前日までに提出することができるものとする。
- 7 第三条第二項の規定により申請書を提出した特例受給資格者であって、同条第三項に規定する通知が行われていないもの又は前項の規定により収入状況届出書等を提出した特例受給資格者であって、第八条第二項に規定する通知が行われていないものは、第二項の例により都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のう

ち、同項又は前項の規定により既に提出した書類については、これを添付することを要しない。

- 8 都道府県知事は、前各項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

第十二条 都道府県知事は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、就学支援金の支給の実績を証明する書類を発行しなければならない。

(身分を示す証明書)

第十三条 法第十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。

(事務の委託)

第十四条 都道府県知事は、就学支援金の支給に関する事務の一部を支給対象高等学校等の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものに委託することができる。

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十五条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

- 2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「当該高等学校等の所

在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条、第八条から第十二条まで並びに前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

- 3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、同条第二項から第四項まで、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（専修学校及び各種学校の特例）
- 2 第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程には、当分の間、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設（理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「理容師養成施設」という。）又は美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「美容師養成施設」という。）の指定を受けた専修学校の一般課程を含むものとし、第一条第一項第三号に掲げる各種学校には、当分の間、理容師養成施設又は美容師養成施設の指定を受けた各種学校を含むものとする。

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例）

- 3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。

附 則 （平成二四年三月二三日文部科学省令第七号）

- 1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
- 2 第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の様式による書類は、平成二十四年四月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則 （平成二四年七月二五日文部科学省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年二月二〇日文部科学省令第三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則 （平成二五年三月五日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年三月二九日文部科学省令第一二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年三月三十一日文部科学省令第一三号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号及び第三号の規定は、この省令の施行の日以降同項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校の第一学年に入学する生徒に係る高等学校等就学支援金の支給から適用する。

附 則 （平成二七年三月一九日文部科学省令第六号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月一五日文部科学省令第三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月一四日文部科学省令第五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日文部科学省令第一二号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年六月一四日文部科学省令第二一号）
（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項及び様式第一号の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成三一年三月一二日文部科学省令第六号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日文部科学省令第九号）
（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和二年三月三十一日文部科学省令第一一号）
この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附 則 （令和二年一〇月九日文部科学省令第三六号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月二六日文部科学省令第一一号）
（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年二月七日文部科学省令第二号）
（施行期日）

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年六月三〇日文科科学省令第二三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和四年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和五年三月三十日文科科学省令第一一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の規定は、令和五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。